

Ⅲ 鎌倉行政経営戦略プラン アクションプログラムシート

(No.1 ~ No.50)

アクションプログラム		①事務事業評価の推進				
担当部署	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (3)行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドの実施	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 各事務事業の指標を80%設定し、目標管理を行う。 予算策定と評価との連携、決算と評価との連携。 事務事業評価システムの導入を図り、事務事業評価の効率化を図る。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全事務事業への指標設定 (21年度修正)		全事務事業	全事務事業 の100%設定		全事務事業 の80%設定	
予算策定・決算と評価との連携		予算策定 との連携	決算との連携	予算への反映		
事務事業評価システムの導入 (21年度修正)		導入検討				
目標値(効果額等)	H18～H22合計	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業への 指標設定率	80% (21年度修正)	90%	100%	100%	100%	100%
実績値(効果額等)	H18～H22合計	58%	71%	72%	73%	74%
		目 標		取 組		
18年度	<ul style="list-style-type: none"> 各事務事業の指標を90%設定し、目標管理を行う。 決算及び予算編成との連携を図る。 事務事業評価システムの導入について検討する。 	平成17年度実施の336全事務事業の評価を実施した。予算・決算との連携を図るため、評価単位をザイムスの中事業単位に統一した。				
19年度	<ul style="list-style-type: none"> 各事務事業の指標を100%設定し、目標管理を行う。 事務事業評価結果の活用について職員意識の向上を図る。 事務事業評価システムについて調査し、導入の必要性も含めて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度実施の全344事務事業の評価を実施した。 決算との連携のため、施策の成果報告書と事務事業評価シートの一体化を図った。 事務事業に含まれる個別事業に対する評価を実施した。 				
20年度	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の指標の100%設定を目指し、目標管理を徹底する。 事務事業に含まれる個別事業に対する評価を実施し、廃止・見直し等の成果を把握する。 事務事業評価を都市経営のツールとして活用できるように意識付けをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度実施の全341事務事業の評価を実施した。 事務事業に含まれる個別事業の変更点の把握を行った。 事業仕分けの視点を取り入れた妥当性の評価を行った。 定性的な指標の取り入れ、事務事業の成果の記載について説明した。 評価シートの標準化について説明し、さらに評価シートのチェックを実施した。 				
21年度	<ul style="list-style-type: none"> 執行管理としての事務事業評価を推進する。 事務事業の指標設定率の目標を80%とする。(理由:事務事業の中には指標の設定にないものがあるため、実態に則した目標値に変更する。) 事務事業評価システムの導入については、評価のあり方を含め、導入のメリット、デメリットをさらに検討する。(理由:事務事業評価では原課が評価する際、PDCAサイクルを意識しながら、手入力していく方法を取っている。システム化の導入による効果を見極めることが必要のため、検討を継続する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度実施の全347事務事業の評価を実施した。 事務事業に含まれる個別事業の変更点の把握を行うとともに、事業仕分けの視点を取り入れた妥当性の評価を強化をめざした。 評価シートの標準化について説明し、さらに経営企画課において評価シートのチェックを実施した。 部課長の評価において、完了したものの評価を加え、5段階とした。 評価の手法としては手入力の方法を継続した。 行政評価全体の概要版を作成した。 				
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民にわかりやすく、成果につながる事務事業の見直しを実施する。 スクラップ・アンド・ビルドを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度実施の352事業(中事業)について事務事業評価を実施した。 市民等から中事業よりもより細かい事業単位での評価の実施が求められていることを考慮し、次年度の実施に向けて、中事業を評価対象としながら、中事業に含まれる小事業、個別事業をチェック可能な評価シートについて検討した。 3月に開催した平成23年度行政評価説明会において、上記の経緯と平成23年度版の新しい事務事業評価シートについて説明した。 				
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> 決算及び予算編成との連携を図る 都市経営のツールとして活用できる事務事業の評価を実施する。 市民にわかりやすく、成果につながる事務事業の評価を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算決算と連携をとるために評価の単位を財務会計システムの中事業単位に統一した。 評価シートに定性的な指標を取り入れ、また、妥当性に関する評価を実施した。 客観的な基準や成果指標から妥当性、有効性、効率性などの評価を目指し、評価シートの記載内容について、工夫を重ねてきた。 				

アクションプログラム		②施策評価の導入				
担当部名	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	1.成果を重視した行政経営 (3)行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドの実施	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価の導入（内部評価は全事業課、外部評価は各部1施策以上の実施） ・施策評価をもとに施策を見直しスクラップアンドビルドを実施。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
第2期基本計画策定による事業体系の見直し		→				
施策内部評価及び外部評価の実施		試行	本格導入			
施策の見直しの実施				→		
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
	目 標			取 組		
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画に合わせた施策評価体系の見直しを実施する。 ・施策評価を試行する。 			<ul style="list-style-type: none"> 第2期基本計画の推進を目的とした施策進行評価の平成19年度の本格導入に向け、政策・施策体系の2分野で試行し、同分野について外部評価を行った。 		
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画における政策・施策体系の評価可能な全27分野について評価を行う。 ・外部評価については、鎌倉市民評価委員会と意見交換しながら、効率的・効果的な評価を実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> 第2期基本計画の推進を目的として、政策・施策体系の27分野で内部評価を、4分野で外部評価を行った。 		
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画における政策・施策体系の評価可能な全27分野について評価を継続する。 ・外部評価については、鎌倉市民評価委員会と意見交換しながら、効率的・効果的な評価を実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画の27分野について所管部長が施策進行評価を実施した。 ・外部評価においても27分野について実施した。 ・いずれの評価結果も中期実施計画の策定において活用した。 ・都市経営をテーマとした職員研修において、職員への意識づくりを行った。 		
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理としての施策進行評価を推進する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価・外部評価ともに評価可能な全27分野を対象に、評価を行った。 ・昨年度外部評価委員より評価方法に関する指摘を受けた分野の一部に関して、充実した評価が行われた。 ・都市経営をテーマとした職場研修において、職員への意識づくりを行った。 		
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・決算・予算との連動を意識した評価を実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価及び外部評価ともに第2期基本計画の27分野を対象に評価を実施した。 ・次年度に向けて、目標管理としての施策進行評価に加えて、関連する事業の経費が把握できるよう評価シートの構成について、検討した。 		
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画における政策・施策体系の評価可能な全27分野について評価を行う。 ・外部評価については、鎌倉市民評価委員会と意見交換しながら、効率的・効果的な評価を実施する。 ・目標管理としての施策進行評価を推進する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画の27分野について、評価を実施した。所管部長が評価を行い、実施計画の策定において、活用した。 ・外部評価についても27分野を対象とし、情報交換、意見交換により、評価に取り組んだ。 ・都市経営をテーマとした職場研修において、職員に対する意識づくりを行った。 		

アクションプログラム		③政策評価の導入				
担当部名	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (3)行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドの実施	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価の導入 市民満足度 19年度値<20年度値<21年度値<22年度値 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
政策評価の検討		→				
政策評価の目標値に対する実績値の検証			→	→	→	→
市民満足度調査の実施			→	→	→	→
目標値(効果額等)	H18~H22合計					
実績値(効果額等)	H18~H22合計					
	目標			取組		
18年度	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価のあり方を検討する。 市民満足度を含めた目標指標の調査を実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> 政策評価のあり方を施策評価と合わせて検討し、基本計画の進行管理としては施策進行評価を試行し、市民満足度調査を実施した。 		
19年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査による市民満足度を把握し、経年変化を測定する。統計指標・アンケート指標の実績値についても把握する。 施策評価との融合を含め、政策評価について研究する。 			<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査による市民満足度等の調査を実施し、経年変化を把握した。統計指標・アンケート指標の実績値についても把握した。 市民意識調査では、「性別」「年齢層」「家族構成」「居住地域」に視点を置いたクロス集計結果をまとめた。 政策評価に関して他都市等の実施状況について検討した。 		
20年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査を継続する中、政策評価のあり方を検討する。 			<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査による市民満足度等の調査を実施し、経年変化を把握した。統計指標・アンケート指標の実績値についても把握した。 市民意識調査では、「性別」「年齢層」「家族構成」「居住地域」に視点を置いたクロス集計結果をまとめた。 		
21年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の調査項目として市民満足度を継続して把握する。 			<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査による市民満足度等の調査を実施し、統計指標・アンケート指標の実績値から、経年変化を把握した。 引き続き施策進行評価を実施し、各指標の動向を踏まえた評価を行った。 		
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の調査項目として市民満足度を継続して把握する。 			<ul style="list-style-type: none"> 施策進行評価として、評価可能な全27分野で評価を行った。 市民意識調査を実施し、満足度指標・アンケート指標と合わせて自由意見欄により市民の声の聴取に努めた。 		
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市の行政評価の体系を整理しながら、政策評価のあり方について検討する。 市民満足度を含めた目標指標の調査を実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の進行管理としての施策進行評価として、評価可能な全27分野で評価を行った。 		

アクションプログラム	①第2期基本計画の進行管理の導入					
担当部署	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	2新しい公共空間の形成 (4)市民と行政の情報の共有化	
目標値	第2期基本計画の「第2章まちづくりの展望」の24分野におけるめざすべきまちの姿及び「第5章計画の推進」における3つの分野において、目標指標を設定し、数値目標をもとにした進行管理及び評価を、毎年度実施する。具体的な目標値は、・評価結果を市民に公表するため、毎年度、WEB版基本計画の更新を行う。(27分野)・目標指標(統計指標・アンケート指標・満足度指標)の管理を行う。(約100本)・市民意識調査を毎年度実施し、その結果を目標指標とする。(無作為抽出による市民2,000人への郵送調査)					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
第2期基本計画の進行管理及び評価及び目標指標の管理、WEB版基本計画のデータ更新						
市民意識調査の実施						
総合計画実施計画進行管理要綱の改正						
目標値(効果額等)	H18~H22合計					
実績値(効果額等)	H18~H22合計					
	目 標			取 組		
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理の方法を検討し、試行として評価を実施する。 ・第2期基本計画(WEB版)を更新する。 ・市民意識調査を実施し、目標指標の管理を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・目標指標のうち、アンケート指標・満足度指標を得るための市民意識調査を実施した。 		
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・施策進行評価結果をもとに基本計画の施策を進めるため、進行管理を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・施策進行評価結果(要約版)を第2期基本計画(WEB版)に登載し、施策進行評価との連動を図った。 		
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱をもとに、計画の進行管理を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づく計画の進行管理を行うとともに、第2期基本計画の全27分野を対象に施策進行外部評価を行い、その結果を実施計画のローリングに反映させた。 		
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づき、引き続き、計画の進行管理を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づく計画の進行管理を行うとともに、第2期基本計画の全27分野を対象に施策進行外部評価を行い、その結果を22年度の予算編成に活用した。 		
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づき、引き続き、計画の進行管理を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づく計画の進行管理を行うとともに、第2期基本計画の全27分野を対象に施策進行外部評価を行い、その結果を23年度の予算編成に活用した。 		
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づき、計画の進行管理を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画の進行管理と、実施計画(WEB版)を活用した進行管理を規定するため、要綱を改正(旧要綱は廃止)した。 ・第2期基本計画の施策進行管理を行うため、基本計画全27分野を対象とした施策進行評価を実施し、実施計画の査定等の参考として活用した。 ・進行状況を管理・公表するため、第2期基本計画(WEB版)を公開した。 		

アクションプログラム	②人口施策の推進				
担当部名	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、少子高齢化の進行への対応準備を行いつつ年齢構成バランスに配慮し、ゆるやかな人口減少に留める。 ・第2期基本計画終了年度である平成27年度には、総人口165,000人を見込むが、アクションプラン最終年度の平成22年度では、総人口170,000人を見込むものとする。 				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住宅マスタープラン等の推進	→				
転出入市民意識調査 市外在住職員意識調査	→				
目標値(効果額等)	H18～H22合計	総人口 172,000人	総人口 171,500人	総人口 171,000人	総人口 170,500人
総人口	170,000人				
実績値(効果額等)	H18～H22合計	総人口 172,820人	総人口 173,263人	総人口 173,439人	総人口 174,164人
総人口(10月1日現在)					
	目 標		取 組		
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保や年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめる。 ・若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざす。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等に関する調査・研究を行った。 ・転出入市民意識調査を実施した。 ・職員居住意識調査を実施した。 		
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保や年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめる。 ・若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざす。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等に関する調査・研究を行った。 ・転出入市民意識調査の結果を公表した。 ・職員居住意識調査の結果を公表した。 		
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保や年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめる。 ・若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざす。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口動向に関する調査・研究を継続した。 ・現時点での人口の増加要因について検討した。 		
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保や年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめる。 ・若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざす。 		<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実績人口の動向に関する調査を行った。 ・平成17年2月の人口推計と実績人口との乖離について調査・研究した。 		
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保や年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめる。 ・若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざす 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に予定している人口推計の前捌きとして、簡易人口推計ソフトによる人口推計を実施し、検証を行った。 ・平成22年実施の国勢調査の速報値から、本市総人口の近年の傾向を検証した。 		
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の鎌倉を支える年少人口の確保や年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめる。 ・若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざす 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等に関する調査・研究を行った。 ・転出入市民意識調査を実施した。 ・職員居住意識調査を実施した。 ・簡易人口推計ソフトによる人口推計を実施し、検証を行った。 ・人口動態、社会構造の変化について研修等により研究した。 		

アクションプログラム		③人権施策の充実				
担当部名	市民経済部	担当課名	人権・男女共同参画課	関連他項目		
目標値	「一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性別・出身・障害・年齢・デジタルデハイドなどによる差別を受けることなく、誰もが市民として尊重されるまち」を目標としており、市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する回答で、「ある」とする回答を平成21年までに10%以下にする。					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する回答で、「ある」とする率	啓発事業の実施			調査を実施。10%以下に。		
目標値(効果額等)	H18～H22合計	啓発事業の実施		調査を実施。		
人権侵害を受けたことがある率	10%以下に			10%以下に		
実績値(効果額等)	H18～H22合計	10.6%	13.2%	10.4%	10.9%	
人権侵害を受けたことがある率					10.8%	
	目 標		取 組			
18年度	市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する解答で、「ある」とする率を10%以下にする。		人権啓発講演及び講座を実施し、また、事業所における人権向上を目指し、鎌倉郵便局職員を対象に人権出前講座を実施するなど、啓発に努めた。			
19年度	市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する解答で、「ある」とする率を10%以下にする。		人権啓発講演及び講座を実施した。人権意識の向上を目指し、市職員・教員向け人権講座の実施及び外郭団体等の職員対象の人権講座を実施するなど、啓発に努めた。			
20年度	市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する解答で、「ある」とする率を10%以下にする。		人権啓発講演及び講座を実施した。人権意識の向上を目指し、市民及び市職員・教員向け人権講座の実施及び民生委員に対する人権講座を実施するなど、啓発に努めた。			
21年度	市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する解答で、「ある」とする率を10%以下にする。		人権啓発講演会及び講座を実施した。人権意識の向上を目指し、市職員・教職員向け人権講座の実施及び精神障害者施設及び地域作業所の職員を対象に人権出前講座を実施するなど、啓発に努めた。			
22年度	市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する回答で、「ある」とする率を10%以下にする。		人権意識の向上を目指し、市民及び市職員・教員・民生委員等、さまざまな人を対象に人権講座を実施するなど、啓発に努めた。また、人権擁護委員と協働で、街頭啓発活動や人権相談、人権メッセージパネル展などの啓発を行った。			
5年間の取組み結果	一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちを目指し、市民意識調査における、人権侵害を受けたことがあるかどうかの設問に対する回答で、「ある」とする回答を10%以下にする。		市の人権施策の進捗状況の調査と進行管理を行うとともに、さまざまな啓発活動を通して、人権について考える機会を提供した。また、各種人権関係団体と連携し、人権意識の啓発を行った。			

アクションプログラム		④男女共同参画の推進				
担当部名	市民経済部	担当課名	人権・男女共同参画課	関連他項目	2新しい公共空間の形成 (2)市民等との協働による地域経営	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に（仮称）男女共同参画推進条例の制定を目指す。 審議会等における女性の登用率を平成22年には30%以上とする。 性別役割分業意識に対し賛成が40%以下となることを目指す。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
（仮称）男女共同参画推進条例		制定 推進				
審議会等における女性の登用率		推進				30%
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分業意識の解消		啓発の実施			調査を実施。 賛成する率を40%以下に。	
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
審議会等における女性の登用率	30%	—	20%	24%	27%	30%
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
審議会等における女性の登用率		22.7%	23.2%	24.3%	27.8%	31.7%
	目 標			取 組		
18年度	・審議会等の女性委員の参画率を30%以上とする。			鎌倉市の審議会等の女性委員の参画率は22.7%		
19年度	・審議会等への女性委員の参画率を平成22年度までに30%以上とする。			鎌倉市の審議会等の女性委員の参画率は23.2%		
20年度	・審議会等への女性委員の参画率を平成22年度までに30%以上とする。			鎌倉市の審議会等の女性委員の参画率は24.3%		
21年度	・審議会等への女性委員の参画率を平成22年度までに30%以上とする。			鎌倉市の審議会等の女性委員の参画率は27.8%		
22年度	・審議会等への女性委員の参画率を平成22年度までに30%以上とする。			鎌倉市の審議会等の女性委員の参画率は31.7%		
5年間の取組み結果	・審議会等への女性委員の参画率を平成22年度までに30%以上とする。			条例制定と条例に基づく施策の展開を計画的に行うとともに、市民ネットワーク「アンサンブル21」と協働で、男女共同参画社会の実現を目指す啓発事業を行った。		

アクションプログラム		◎若年層からの生活習慣病予防事業				
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民健康課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (4)市民本意のサービス提供体制の充実	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ● 検診結果を、本人の生活習慣の改善に活かすためには、生活習慣行動質問票を健診と同時にセットし、一人ひとりのデータから総合判定し、個々人に、生活習慣改善プログラムを提示する。 ● 20歳～38歳までは、検診キット受診率を25%になるようにする。 ● 受診者のうち、「異常なし」を、40～49歳（現在29%）を35%に、50～59歳（現在14%）を20%になるようにめざす。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
20歳からの健診(検診キット導入)		—————→				
20歳からの健康手帳導入検討		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 20年度から、法改正により基本健康診査は廃止。各医療保険者に特定健診が義務付けられた。そのため、今後の目標値は上段「キット健診の受診率」下段「異常なし」の率に目標値を変更。 (受診率・異常なしの率は、各年度末で算出しているため、決算数値が確定されていない) </div>				
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
異常なしの率(上段40歳代、下段50歳代)	35% 20%	15%	16%	55.4%	57.5%	60.0%
実績値(効果額等)	H18～H22合計	33.3%	32.1%	10.7%	9.2%	7.9%
異常なしの率		20.6%	19.2%	55.4%	42.8%	38.8%
	目 標			取 組		
18年度	20～38歳(国保加入者及び国保加入者外の女性)に受診券を送付し、若年期からの生活習慣病予防のための健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な対象者に保健指導を実施する。			20～38歳の偶数歳の対象者(4月生まれの方～1月生まれの方)11,462人のうち、18年7月～19年3月までの間のキット健診受診者は1,247人であった。		
19年度	20～38歳(国保加入者及び国保加入者外の女性)に受診券を送付し、若年期からの生活習慣病予防のための健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な対象者に保健指導を実施する。			20～38歳の偶数歳の対象者(4月生まれの方～1月生まれの方)10,278人のうち、19年6月～20年3月までの間のキット健診受診者は1,336人であった。		
20年度	20～38歳(国保加入者及び国保加入者外の女性)に受診券を送付し、若年期からの生活習慣病予防のための健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な対象者に保健指導を実施する。			20～38歳の偶数歳の対象者12,653人のうち、20年7月～21年3月までの間のキット健診受診者は1,352人であった。		
21年度	20～38歳(国保加入者及び国保加入者外の女性)に受診券を送付し、若年期からの生活習慣病予防のための健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な対象者に保健指導を実施する。			20～38歳の偶数歳の対象者12,506人のうち、21年7月～22年3月までの間のキット健診受診者は1,154人であった。		
22年度	20歳～38歳を対象とした若年層からの生活習慣病予防のための健診を継続するとともに、受診率の向上に向けて更なる周知の充実を図る。			20～38歳の偶数歳の対象者12,032人のうち、22年7月～23年2月までの間のキット健診受診者は952人であった。		
5年間の取組み結果	20歳～38歳を対象とした若年層からの生活習慣病予防のための健診を継続するとともに、受診率の向上に向けて更なる周知の充実を図った。			20歳～38歳の対象者が集うポリオ予防接種会場や1歳児歯科検診会場で健診のリーフレットを配布し、健診の受診率の向上に努めた。 広報にキット健診の結果の記事を掲載したり、FMかまぐらの番組で取り上げてもらったりした。		

アクションプログラム		①観光客（市民含む）の満足度を指標にした観光事業の推進				
担当部名	市民経済部	担当課名	観光課	関連他項目		
目標値	◆鎌倉に来る前と比べた全体的な満足度 ・調査方法：観光課WEBアンケート、入込み調査アンケートにおいて、満足できたかの問いに「たいへん満足」「やや満足」と答えた人の割合【現状値】59.2% →【目標値】80% ◆事業のサイクル ・アンケート結果の公表→修繕などの取り組み→取り組み結果の公表・・・					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アンケート結果の公表 (目標値、現状値の公表)		→				
アンケートでの指摘に対する対応 (改修場所などの公表)		→				
↓目標値は、基本計画の策定により変更						
目標値(効果額等)	H18～H22合計					観光客の満足度 80%
観光客の満足度	80%					→
実績値(効果額等)	H18～H22合計	68.1%	70.2%	73.9%	74.0%	78.0%
		目 標		取 組		
18年度		観光課WEBアンケートの結果、満足できたかの際に「やや不満」「たいへん不満」と答えた割合を5%以内にする。		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレの建替え(報国寺、鎌倉宮)や名所掲示板、観光ルート板の多言語化を含めた改修を実施した。 ・ホームページのリニューアルや観光情報を毎日更新し、情報提供に努めた。 ・第2期の観光基本計画を策定した。 		
19年度		平成22年度までに、観光客の満足度を80%に、市民の「観光に取り組む姿勢」に対する満足度を90%にする。		<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興の推進体制の整備を行った。 ・公衆トイレ、観光案内施設等の改修を行った。 ・パンフレット類の作成やHPでの情報提供の充実を行った。 		
20年度		平成22年度までに、観光客の満足度を80%に、市民の「観光に取り組む姿勢」に対する満足度を90%にする。		<ul style="list-style-type: none"> ・観光基本計画に基づき観光振興に取り組んだ。 ・進行管理委員会の提言を含めた「鎌倉市の観光事情<20年度版>」を発行した。 ・観光振興シンポジウムを開催した。 ・公衆トイレや案内標識の改修を行った。 ・HP、パンフレットでの情報提供の充実を図った。 		
21年度		平成22年度までに、観光客の満足度を80%に、市民の「観光に取り組む姿勢」に対する満足度を90%にする。		<ul style="list-style-type: none"> ・観光基本計画に基づき観光振興に取り組んだ。 ・進行管理委員会の提言を含めた「鎌倉市の観光事情<21年度版>」を発行した。 ・観光振興シンポジウムを開催した。 ・22年度実施予定の案内標識の改修を地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、前倒しで改修を行った。 ・HP、外国語パンフレットを地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、22年度と23年度予定分を前倒しで作成し情報提供の充実を図った。 		
22年度		平成22年度までに、観光客の満足度を80%に、市民の「観光に取り組む姿勢」に対する満足度を90%にする。		<ul style="list-style-type: none"> ・観光基本計画に基づき観光振興に取り組んだ。 ・進行管理委員会の提言を含めた「鎌倉市の観光事情<22年度版>」を発行した。 ・寿福寺公衆トイレの改修及び天園公衆トイレの大規模修繕が終了し使用を開始した。 ・ふるさと雇用再生特別基金市町村補助金を活用し、着地型観光商品開発等のための調査等業務を実施した。 		
5年間の取組み結果		平成22年度までに、観光客の満足度を80%に、市民の「観光に取り組む姿勢」に対する満足度を90%にする。		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレの建替え及び大規模改修を10カ所で実施。 ・観光ルート板138カ所中135カ所、名所掲示板52カ所中41カ所の4ヶ国語表記が終了。 ・撮れたて鎌倉などでホームページ上での最新の情報提供に取り組んだ。 ・観光地図について、日本語の他、英語、中国語、ハングル、スペイン語及びフランス語版を発行した。 		

アクションプログラム		②在宅の障害者に適した福祉サービス提供体制の形成				
担当部名	健康福祉部	担当課名	障害者福祉課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (4)市民本意のサービス提供体制の充実	
目標値	福祉手当の給付、タクシー・カソリン券の交付等の在宅福祉サービスを統合し、選択制による障害者の希望に沿って、内容と量を選択できる制度を導入し、障害者本位のサービス提供体制の形成を図る。 自立支援法（案）の施行が予定されることに伴い、市が担うべきサービスを明確にするため、平成18～20年度で制度の研究・検討を進め、平成21年度から実施を目指す。実施にあたって、給付・交付等の状況を整理し、その結果をサービス提供体制に反映する。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
在宅障害者福祉サービス提供体制の形成		調査・検討	周知		実施	
システムの構築				システム開発	稼働	
目標値(効果額等)	H18～H22合計	20%	40%	60%	80%	100%
達成率	100%					
実績値(効果額等)	H18～H22合計	20%	40%	60%	60%	80%
達成率						
目標		取組				
18年度	障害者自立支援法が4月から一部施行され、10月に地域生活支援事業の実施を含め全面的施行することに伴い、新制度移行後の制度の安定運営を図る。	障害者自立支援法が4月から一部施行され、10月に地域生活支援事業の実施を含め全面的施行した。				
19年度	障害者自立支援法に基づく、在宅障害者への福祉サービス提供体制の運営の充実を図る。	障害者自立支援法の制度実施に係る負担上限額の軽減等、国の特別対策が実施された。				
20年度	負担上限額の更なる軽減など国が7月に実施を予定している、制度の見直しを踏まえ、市の事業である地域生活支援事業を含めた制度の充実を図る。	国が実施した緊急措置により、自立支援法の利用者負担月額上限額の引き下げなど利用者負担の軽減措置が図られた。				
21年度	地域自立支援協議会の機能を充実し、就労支援、相談支援、地域生活支援など制度の推進を図る。	地域自立支援協議会の三つの部会（就労支援、地域生活支援、相談支援）及び全体会を開催し、自立支援の推進を図った。				
22年度	地域自立支援協議会の各専門部会（就労支援、相談支援、地域生活支援）を機能させることで、福祉サービス提供体制の充実を図る。	地域自立支援協議会の専門部会（就労支援、地域生活支援、相談支援）及び全体会を開催し、障害福祉サービスの提供体制を充実していくための取り組みについて協議し、障害福祉サービスを推進した。				
5年間の取組み結果	障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスや地域生活支援事業が円滑に提供される体制の整備とその充実を図る。 障害者の実情に応じた、利用者負担額の上限額の軽減など支援体制の充実を推進する。 地域自立支援協議会の機能を充実し、就労支援、相談支援、地域生活支援など制度の推進を図る。	障害者の居住の場の確保を図るグループホーム・ケアホームの開設や地域生活支援事業の相談支援事業を地域活動支援センターに委託して、地域での相談支援体制の充実を推進した。 障害者の実情に応じ、利用者の自己負担額を軽減するため、負担額の上限額の軽減など支援体制の充実を推進した。 地域自立支援協議会での検討・協議を得て、就労後の職場定着を図るため、就労定着支援事業による、障害者の生活支援や雇用先企業への相談支援などを実施した。また、知的障害者による清掃など職場体験実習の取組みを行った。さらに、障害福祉サービスを利用者にわかりやすく説明した事業紹介パンフレット及び知的障害者のための就労支援ガイドブックを地域自立支援協議会において検討・協議して作成した。				

アクションプログラム		①窓口開設時間の拡大				
担当部署	経営企画部	担当課名	行革推進課	関連他項目		
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 毎週土曜日の窓口を開設し、200件以上の利用件数を見込む。 市民ニーズを把握するためにアンケート調査を適宜行い。ニーズの高い業務について土曜日の窓口開設を検討していく。 また業務の他に、17時以降の開設や本庁舎外への拡大について検討していく。 					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
土曜日窓口開設実施(市民課・保険年金課の一部)	—————→		拡大実施	—————→	拡大実施	
実績やアンケート調査をもとに検証	→		→			
窓口拡大策(時間帯や業務、本庁舎外)の可否を検討		拡大検討		拡大検討		
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
	目標		取組			
18年度	市民課、保険年金課業務の一部の業務を原則毎土曜日に開設する。		18年度実績は37日開設し計3,907件。(市民課3,516件、保険年金課391件) 1日平均件数は106件。(最大150件、最小55件)。			
19年度	市民課、保険年金課(一部の業務)の毎土曜日開設の継続。昼休み窓口の拡大の検討。		19年度実績は43日開設し計4,999件。(市民課4,413件、保険年金課586件) 1日平均件数は116件。(最大181件、最小68件)。			
20年度	土曜日窓口開設日数・取扱業務の方向性の見直し。昼休み窓口の拡大の検討。		20年度の実績は42日開設し、計4,945件(市民課4,452件、保険年金課493件)。 1日平均件数は118件(最大161件、最少70件)。			
21年度	土曜日窓口開設日数・取扱業務の見直しを行うとともに平日の窓口時間の延長等を検討・実施する。		21年度の実績は43日開設し、計5,124件(市民課4,615件、保険年金課509件)。 1日平均件数は119件(最大189件、最少79件)。			
22年度	土曜日窓口開設日数・取扱業務の見直しを実施する。		22年の実績は43日間開設し、計5,371件(市民課4,820件、保険年金課551件)。 1日平均件数は125件(最大174件、最少67件)			
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日の窓口を開設し、1日あたり200件以上の利用件数を見込む。 市民ニーズを把握するためにアンケート調査を行う。 ニーズの高い業務について平日の窓口時間の延長や本庁舎外への拡大について検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> 市民課、保険年金課の一部業務を原則毎週土曜日に開設。 平日利用者及び土曜日の利用者に対してアンケート調査を実施。 市民サービスコーナー(大船駅ルミネウイング6階)の開設日・時間を拡大。 			

アクションプログラム		②市民課土曜日窓口の開設				
担当部名	市民経済部	担当課名	市民課	関連他項目		
目標値	通年の土曜日に市民課窓口を開設し、住民異動・印鑑登録・諸証明発行等の事務を実施する。 ・利用者目標…18年度平日利用者の7%が土曜日窓口に移行（土曜日窓口利用者数は平日の35%の人数となる）。19年度以降は平日利用者の12%が土曜日に移行（土曜日窓口利用者数は平日の60%の人数となる）。					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
嘱託員等の採用及び研修	実施					
土曜日窓口の開設	実施					
目標値(効果額等)	H18~H22合計					
土曜日窓口利用者数	64,000人	8,000人	14,000人	14,000人	14,000人	
実績値(効果額等)	H18~H22合計					
土曜日窓口利用者数	19,265	3,843人	4,562人	4,653人	4,911人	
	目 標		取 組			
18年度	土曜日窓口の開設。		5月13日より土曜日窓口を開設した。新たに3名の事務補助嘱託員を採用し、研修・教育を施したうえで土曜日窓口業務に充てた。			
19年度	土曜日窓口開設に係る周知の徹底。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。			
20年度	土曜日窓口開設に係る周知の徹底。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。			
21年度	土曜日窓口開設に係る周知の徹底。目標とする利用者数の再検討。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。			
22年度	土曜日窓口開設に係る周知の徹底。目標とする利用者数の再検討。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。			
5年間の取組結果	土曜日窓口開設に係る周知の徹底。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。併せて、KCCによる周知も行った。 広報紙への掲載…毎年度12回 KCCによる周知…概ね毎月始めの1週間に1日4回放送 市ホームページへの掲載…随時 ◎5年間の土曜日窓口利用者数(実績) 総計19,265人			

アクションプログラム	③昼休み窓口業務の拡大等、窓口業務の充実				
担当部名	市民経済部	担当課名	4支所共通	関連他項目	
目標値	1 昼休み時間帯についても各種届出受付業務を行ない、窓口業務の拡大を図る。 2 コンビニ等への収納業務委託等進行状況により廃止を含め支所収納業務の見直しを行い、人件費削減及び職員の有効活用を図り窓口業務の充実に努める。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1 昼休み窓口業務の拡大	実施				
2 会計(収納)事務の見直し (全庁的な取り組みが必要)	協議・検討				
目標値(効果額等)	H18~H22合計	100%			
昼休みの全件処理(%)	100%	目標達成			
実績値(効果額等)	H18~H22合計	100%	100%	100%	100%
昼休みの全件処理(%)	100%	100%	100%	100%	100%
	目 標		取 組		
18年度	昼休み時間帯の全件処理並びに支所業務見直しによる職員の有効活用と窓口業務の充実を図る。		従来は証明書の発行のみであったが、住民異動届、戸籍届、国保、年金の取り扱いや納税など支所業務全般に対応した。		
19年度	窓口業務の拡大。		住民基本台帳カードの交付、粗大ごみシールの販売・処理手数料の徴収を開始した。		
20年度	窓口業務の充実		健康福祉部と窓口の充実について協議し、支所からの提案を行った。後期高齢者医療制度の支所における業務を保険年金課と協議・連絡の上、円滑に実施した。		
21年度	窓口業務の充実		窓口業務の充実を図るため、関係部課と協議を行った。		
22年度	窓口業務の充実		窓口業務の充実を図るため、関係部課と協議を行った。その結果平成23年度から住民基本台帳カードの申請が支所でもできるとなり、また職員提案で取り上げられた「市役所便ポスト」が設置されることとなった。		
5年間の取組み結果	窓口業務の充実		この5年間で次の業務を支所でも行うことで窓口の充実を図った。 ①平成19年度からごみシールの販売を開始することとなった。 ②平成20年度から実施された後期高齢者医療制度についても関係部課と協議をかさねることで円滑に導入することができた。 ③平成21年度から住民基本台帳カードの交付を支所でも行い、平成23年度から申請についても支所で行うこととなった。 ④平成22年度に職員提案で取り上げられた「市役所便ポスト」の設置について平成23年度から実施することとなった。		

アクションプログラム	④市民サービスコーナーの業務拡充				
担当部署	市民経済部	担当課名	市民課	関連他項目	
目標値	①土日祝祭日の取扱時間の拡大。(窓口開始時間を10時から9時に変更。) ②土日祝祭日の開設日の拡大。(現在、閉鎖している第3土日の開設。) ③土日祝祭日の戸籍謄抄本等の交付。 ④上記に伴う利用者増133%。 (平成16年度諸証明交付件数約19,400件 平成18年度目標値26,000件)				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
土日祝祭日の取扱時間拡大	実施				
第3土日の開設	実施				
戸籍謄本等の土日祝祭日交付	実施				
目標値(効果額等)	H18~H22合計				
諸証明交付件数	130,000件	26,000件	26,000件	26,000件	26,000件
実績値(効果額等)	H18~H22合計				
諸証明交付件数	99,934	21,284件	19,096件	20,044件	19,840件
	目 標		取 組		
18年度	諸証明交付件数の増大。		土日祝祭日における窓口開設日及び時間を拡大するとともに、土日祝祭日においては交付していなかった戸籍関係諸証明の交付を実施した。		
19年度	諸証明交付件数の増大。		開設場所の変更に伴い周知を行った。また、17時以降の諸証明の発行について調整を行い利用者の利便向上を図った。		
20年度	諸証明交付件数の増大。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。		
21年度	諸証明交付件数の増大。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。		
22年度	諸証明交付件数の増大。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。		
5年間の取組結果	諸証明交付件数の増大。		広報及びホームページ上で窓口開設状況を随時周知するとともに、窓口用の案内チラシを作成し配布した。併せて、KCCによる周知も行った。 広報紙への掲載・・・毎年度8～9回 KCCによる周知・・・概ね毎月始めの1週間に1日4回放送 市ホームページへの掲載・・・随時 ◎5年間の諸証明交付件数(実績) 総計 99,934件		

アクションプログラム	⑤地域相談員の勤務体制の拡大等、相談業務の充実				
担当部名	市民経済部	担当課名	4支所共通	関連他項目	
目標値	1 地域相談員の週5日勤務体制の実施 2 業務内容の充実 (1) 行政・生活等一般相談事業の実施 (2) 地域コミュニティー支援事業の充実 (3) 福祉関連各種申請等の取次ぎ等				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域市民相談業務 週5日勤務の実施	検討・実施				
業務内容の充実	協議・実施				
目標値(効果額等)	H18~H22合計	25%	50%	75%	100%
常時対応度(%)	100%				
実績値(効果額等)	H18~H22合計	25%	25%	25%	
相談員週5日体制					
	目 標		取 組		
18年度	一般相談業務のみならず支所業務全般に対応してもらうことにより市民サービスの向上を図る。		支所業務に幅広く対応した。		
19年度	相談業務のみならず、支所業務に幅広く対応する。		引き続き、支所業務に幅広く対応した。		
20年度	相談業務のほか、支所業務に幅広く対応する。		マニュアルの整備、職場研修を通じ、相談業務のほか、支所業務への対応を図った。		
21年度	相談業務のほか、支所業務に幅広く対応する。		地域相談員の廃止に伴い、相談業務のほか支所業務について、再任用職員及び正規職員により対応を図った。		
22年度					
5年間の取組み結果	取り組み終了				

アクションプログラム		◎スポーツ施設の月曜開場の実施				
担当部名	生涯学習部	担当課名	スポーツ課	関連他項目		
目標値	市民本位のサービス提供体制を充実することから最低限の施設の保守管理日のみ休場する以外開場し、利用環境を向上させるものである。 利用見込み（平日の利用者数平均を39日で乗じた数値） ・鎌倉体育館 10,443人の増加、大船体育館 7,332人の増加 見田記念体育館 2,196人の増加、鎌倉武道館 11,299人の増加					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
月曜開場の実施						
目標値(効果額等)	H18～H22合計	30,468人	32,072人	31,270人	31,270人	31,270人
利用者数 <small>当該年度の月曜開館日－体育の日</small>	156,350人					
実績値(効果額等)	H18～H22合計	16,705人	21,413人	24,165人	26,341人	33,323人
利用者数 <small>当該年度の月曜開館日－体育の日</small>	121,947人					
	目 標		取 組			
18年度	スポーツ施設を月曜開場し利用環境を向上させる。		スポーツ施設を月曜日も開館した。			
19年度	スポーツ施設を月曜開場し利用環境を向上させる。		スポーツ施設を月曜日も開館した。			
20年度	スポーツ施設を月曜開場し利用環境を向上させる。		スポーツ施設を月曜日も開館した。			
21年度	スポーツ施設を月曜開場し利用環境を向上させる。		スポーツ施設を月曜日も開館した。			
22年度	スポーツ施設を月曜開場し利用環境を向上させる。		スポーツ施設を月曜日も開館した。			
5年間の取組み結果	スポーツ施設を月曜開場し利用環境を向上させる。		スポーツ施設を月曜日も開館した。 結果として、5年目の平成22年度は初めて年間の総利用者数が目標数値を超えた。			

アクションプログラム		⑦青少年会館の月曜開館の実施				
担当部名	こどもみらい部	担当課名	青少年課	関連他項目		
目標値	<p>月曜日についても開館日とする。実施は平成19年度当初を予定。 職員体制は現行 再任用職員（事務嘱託を含む）週3日勤務×2名（延べ6日）であるが、開館日数の増に対応するため週3日勤務×3名とする。 なお、この実施に合わせ一般利用者の会館利用について有料化を図る。 年間利用者増4,000人を見込む。</p>					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
条例改正	→					
月曜開館の実施 再任用職員の増員		月曜開館実施			→	
目標値(効果額等)	H18～H22合計	0	0	2,500人	3,500人	5,000人
月曜開館利用者	11,000人					
実績値(効果額等)	H18～H22合計			783人	2,002人	2,860人
	目 標		取 組			
18年度	月曜開館の可否について調査・検討。		月曜開館実施の方向で調査検討を行った。			
19年度	20年4月1日月曜開館実施に向けた条例改正。		条例改正を実施した。			
20年度	20年10月1日月曜開館実施。		月曜開館を実施した。			
21年度	開館月曜日の利用数の増加		月曜会館を引き続き実施した。			
22年度	開館月曜日の利用数の増加		月曜会館を引き続き実施した。			
5年間の取組み結果	20年4月1日月曜開館実施に向けた条例改正。		条例を改正し平成、20年10月1日から月の最終月曜日を除く月曜日を開館した。			

アクションプログラム		◎子ども会館・子どもの家の適正配置の検討				
担当部名	こどもみらい部	担当課名	青少年課	関連他項目		
目標値	子ども会館・子どもの家は、1小学校区に1施設の建設を目標に事業を進めている。既存施設の中には学区の端に位置するものもあり、帰宅に1時間を要するケースもある。全小学校区に一定の施設建設が調った時期を見定め、既存の施設活用や空家の借り上げを含め、児童の安全確保の観点からも検討していく。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
子ども会館・子どもの家の適正配置の検討		調査・研究	調査・研究	中間纏め作業	方針検討	纏め作業
目標値(効果額等)		H18～H22合計	七里ガ浜子ども会館・子どもの家開設			深沢小学校余裕教室への梶原子どもの家の移設
実績値(効果額等)		H18～H22合計	七里ガ浜子ども会館・子どもの家開設(子ども会館14、子どもの家16)	だいいち子どもの家の暫定開設	梶原子どもの家の移設実施計画搭載	第一小学校区の本格的子ども会館・子どもの家建設計画の実施計画登載
目 標			取 組			
18年度	子ども会館・子どもの家は、1小学校区に1施設の建設を目標に事業を進めており、平成19年度に七里ガ浜小学校区に子ども会館・子どもの家を開設予定。		(仮称)七里ガ浜子ども会館・子どもの家の19年度の開設をめざす。			
19年度	(仮称)七里ガ浜子ども会館・子どもの家の19年8月の開設。		七里ガ浜子ども会館・子どもの家を8月1日に開設し、子どもの家は全小学校区に設置が完了した。			
20年度	小学校から距離のある子ども会館・子どもの家について、移設等の計画を進める。		9月1日に施設を賃借することで「だいいち子どもの家」を開設した。来年度から深沢第一子ども会館の市民協働事業を実施することになり、市民協働団体と協議を進めた。深沢小学校余裕教室の活用は、平成23年度の開設に向け、来年度は設計委託を実施することになった。			
21年度	小学校から距離のある子ども会館・子どもの家について、移設等の計画を進める。		小学校から距離のある子ども会館・子どもの家について、移設等の計画を進めた。			
22年度	小学校から距離のある子ども会館・子どもの家について、移設等の計画を進める。		深沢余裕教室の工事を完成させ、だいいち子どもの家の実施計画登載と、事前調査に着手した。			
5年間の取組み結果	全ての小学校区に子どもの家を設置すること。小学校から距離のある子ども会館・子どもの家について、移設等の計画を進める。		七里ガ浜子ども会館・子どもの家の開設。おなり子どもの家の分割による、だいいち子どもの家の設置。深沢小学校余裕教室を活用した、子どもの家の小学校内への移設。第一小学校区における本格的な子ども会館・子どもの家の建設計画の策定及び事前調査の着手。			

アクションプログラム		◎子どもの家の開設時間の拡大				
担当部名		こどもみらい部	担当課名		青少年課	関連他項目
目標値		学校休校日のうち夏休み等の長期休暇時の子どもの家の開設時間を、保護者要望を踏まえ平成18年4月から学校休校日の平日の開設時間を午前8時からとする。				
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
子どもの家開設時間の拡大		実施				
		→				
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
学校休校日の平日の開館時間	午前8時	午前8時15分	→	午前8時	→	
実績値(効果額等)	H18～H22合計	午前8時15分	午前8時15分	午前8時15分	午前8時15分	午前8時15分
学校休校日の平日の開館時間						
目 標			取 組			
18年度	子どもの家の学校休校日の平日の開設時間を、午前8時15分からとする。		子どもの家の学校休校日の平日の開設時間を、午前8時15分からとした。			
19年度	子どもの家の学校休校日の平日の開設時間を、午前8時15分からとする。		学校休校日の平日について、現実的な対応として、8時以降に待っている児童がいる場合は、適切な対応をすることとした。			
20年度	利用者や保護者からの要望を的確につかみ実現可能なものについて順次実施して行くため検討を進める。		具体的な調査は行っていない。また、父母連絡協議会等からは、特に時間延長の希望は出されていない。今後、指導員を通じ、アンケートなどの実施の必要性を確認したい。			
21年度	利用者や保護者からの要望を的確につかみ実現可能なものについて順次実施して行くため検討を進める。		利用者や保護者からの要望を的確につかみ実現可能なものについて順次実施して行くため検討を進めた。			
22年度	利用者や保護者からの要望を的確につかみ実現可能なものについて順次実施して行くため検討を進める。		22年度於いては進展することができなかった。			
5年間の取組み結果	子どもの家の学校休校日の平日の開設時間を、午前8時15分からとする。		学校休校日の平日の子どもの家の開館時間を午前8時15分からとした。ただし、現実的な対応として、8時以降に待っている児童がいる場合は、適切な対応をすることとした。			

アクションプログラム		⑩鎌倉芸術館の開館日の拡大				
担当部名	生涯学習推進担当	担当課名	鎌倉芸術館担当	関連他項目		
目標値	平成18年度からは、年末年始を除き月2回の休館日を廃止し、保守点検業務を含め、平成18年度から導入する指定管理者制度における指定管理者の創意工夫により開館日数の増加を図る。 平成17年度 開館日数 310日 平成22年度目標 開館日数 333日 指定期間内5カ年で行う					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
鎌倉芸術館開館日の改善	→				開館日数 333日	
目標値(効果額等)	H18~H22合計	310日	320日	333日	333日	333日
実績値(効果額等)	H18~H22合計	320日	340日	333日	333日	332日
	目 標			取 組		
18年度	利用者の利便性の向上を図るため、開館日数を段階的に増加する。平成18年度に関しては、前年度と同じ310日を最低限の開館日数に設定する。			指定管理者の創意工夫により、前年度と比較して開館日数が10日間増加した。		
19年度	利用者の利便性の向上を図るため、開館日数を増加する。2年目としては320日以上を開館日数に設定する。			指定管理者の創意工夫により、前年度と比較して開館日数が20日間増加した。		
20年度	事業導入2年目において目標を達成した。20年度以降は現況の開館日数を維持しつつ、開館日における運営体制の一層の充実を図る。			開館日については、18年度、19年度の水準を維持しており、開館日数は前年度より1日多い353日、施設利用可能日数は333日となっている。		
21年度	一定の開館日数を確保した、現状の安定的な運営体制を維持する。			開館日数351日、施設利用可能日数333日と指定管理制度導入以来、安定的開館体制を確保している。		
22年度	前年度同様に、一定の開館日数を確保した安定的な運営体制を維持する。			開館日数332日、施設利用可能日数313日と指定管理制度導入以来、安定的開館体制を確保している。3月の地震による臨時休館が開館日数の伸びに影響を与えた。		
5年間の取組み結果	一定の開館日数を確保した、現状の安定的な運営体制を維持している。			指定管理制度導入以来、安定的開館体制を確保している。		

アクションプログラム		⑩ワンストップサービス（窓口の一本化）の検討				
担当部名	経営企画部	担当課名	行革推進課	関連他項目		
目標値	土曜開庁を利用して、試行をしながら、総合的な窓口の開設について検討し、一括して事務を取り扱う総合的なワンストップサービスの実現を目指すとともに、市の建物の制約上総合的な窓口の設置が困難な場合は、部門別のワンストップサービスについての検討を行う。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
臨時窓口開設・土曜日窓口開設時のワンストップサービスの試行			→			
ワンストップサービスのあり方の検討（総合・部門別）			→			
機構改革を視野に入れたワンストップサービス実施の検討					→	
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
	目 標			取 組		
18年度	年度末年度初め等における臨時窓口開設時の一部業務において、ワンストップサービスの可能性を検討。			年度末年度初め等における臨時窓口開設時の一部業務において、ワンストップサービスの可能性を検討した。		
19年度	ワンストップサービスのあり方と課題を検討する。			先進自治体の例やアンケート調査の結果を踏まえ、ワンストップサービスのあり方や課題について検討した。		
20年度	ワンストップサービスのあり方と可能性について検討を進める。			組織の見直しにより、青少年及び発達障害児に関する窓口の一元化を実施。		
21年度	本市におけるワンストップサービスの「あるべき姿」を検証する。			県内各市への調査結果を踏まえ、本市におけるワンストップサービスの「あるべき姿」の方向性を検討した。		
22年度	本市におけるワンストップサービスの「あるべき姿」の方向性を決定する。			ワンストップサービスについて、組織の見直しの中で、部門ごとの統合について検討した。		
5年間の取組み結果	ワンストップサービスのあり方を検討するとともに、臨時窓口開設・土曜日窓口開設時のワンストップサービスの試行。総合的なワンストップサービスの実現。			<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービスについて、県内他市の状況を調査しながら、本市のあり方について検討した。 臨時窓口・土曜窓口の開設にあたっては、住民異動に伴う各種届出については概ねワンストップサービスが図られた。 		

アクションプログラム	⑫消費者被害の防止、救済と消費生活センターの設置・運営				
担当部名	市民経済部	担当課名	市民活動課	関連他項目	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを設置、消費生活相談への助言、斡旋等を行う。 消費者と事業者間の紛争を、付託基準に基づき、消費生活委員会紛争調停小委員会に対して調停の付託を行う。 消費者被害防止のための啓発を行う。 				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
消費生活センターにおける消費生活相談への助言、斡旋等	センター設置	助言、斡旋等			
消費生活委員会紛争調停小委員会による消費者と事業者間の紛争の調停					
消費者被害防止のための啓発					
目標値(効果額等)	H18～H22合計				
相談受付件数	6,000件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件
実績値(効果額等)	H18～H22合計				
相談受付件数	5,912件	1,201件	1,168件	1,110件	1,252件
	目 標		取 組		
18年度	消費生活センターの設置 消費者被害の予防と救済		消費生活センターの設置(18年7月) 消費者被害の予防と救済		
19年度	消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		消費生活センターの運営。 消費者被害の予防と救済。		
20年度	消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		
21年度	消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		
22年度	消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		
5年間の取組み結果	消費生活センターの運営 消費者被害の予防と救済		出前講座を積極的に行った。消費生活センターは、多重債務相談への対応を含め、消費生活相談での助言、あっせんを行った。消費生活委員会紛争調停小委員会は、市長から付託した調停を成立させ、平成23年1月、報告を行った。		

アクションプログラム		⑬障害者総合相談窓口の整備と横断的な組織づくり				
担当部名	こどもみらい部・健康福祉部	担当課名	発達支援室・障害者福祉課	関連他項目	3健全な財政基盤と変化に対応できる行政経営 (6)電子自治体の推進	
目標値	平成18年度早期に試行的に障害者総合相談窓口を設け、業務の課題の把握、整理に努め、障害者計画を執行する平成19年度にはより充実した相談窓口にしていく。さらに相談業務についてワンストップサービスが行えるよう相談体制の整備を図る。 また、障害児等とその家族のライフサイクルに沿った地域生活支援体制を整備するため、発達支援システムネットワークを設置して一貫した支援を行っていく。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
障害総合相談窓口設置		試行	開設			
横断的な組織体制の構築 〔ライフサイクルに沿った一貫した地域生活支援 発達障害児者への支援〕						
ITネットワークシステムの整備		研究	開発	稼働		
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
達成率	100%	20%	50%	70%	80%	100%
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
達成率		20%	50%	50%	70%	100%
		目 標			取 組	
18年度	障害者総合相談窓口を設置し、ワンストップサービスを指向した相談体制の整備を図る。また、発達支援システムネットワークを設置し、障害児等への一貫した支援を行う。			障害児等への支援について、発達支援ネットワークによる検討対応を行った。 総合相談窓口として、非常勤嘱託員を常時3名配置した。		
19年度	相談体制の一層の整備・充実を図る。発達支援システムネットワークの周知を図り推進していく。			特別の支援を必要とする児童の早期発見と一貫した支援を行う組織について検討を行った。		
20年度	相談支援事業者と連携した相談支援体制の充実を図る。発達支援システムネットワークを推進していく。			特別の支援を必要とする児童の早期発見と一貫した支援を行う組織について21年度設置に向け検討を行った。		
21年度	相談支援事業者と連携した相談支援体制の充実を図る。発達支援システムネットワークを推進していく。			相談支援事業者と連携し、障害者の多様な課題解決のための相談支援機能の充実に取り組んだ。(障害者福祉課) 発達支援室をこどもみらい部に設置し、特別な支援を必要とする児童の早期発見とライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に取り組んだ。(発達支援室)		
22年度	相談支援事業者と連携した相談支援体制の充実を図る。発達支援システムネットワークを推進していく。			相談支援事業者と連携し、障害者の多様な課題解決のための相談支援機能の充実に取り組んだ。(障害者福祉課)		
5年間の取り組み結果	障害福祉サービスを中心とした相談窓口業務を充実するため、障害者福祉課窓口非常勤嘱託員を配置し、体制の整備を図る。地域生活支援事業の相談支援事業を地域活動支援センターに委託して、障害者福祉課と連携した相談支援体制の充実を図る。			障害福祉サービスを中心とした相談窓口業務を充実するため、障害者福祉課窓口非常勤嘱託員を配置し、体制の整備を図った。また、地域生活支援事業の相談支援事業を地域活動支援センターに委託して相談支援体制の充実に向け、非常勤嘱託員へ指導を行うと共に、専門知識を有する職員配置について検討を行った。 相談支援事業者と連携し、障害者の多様な課題解決のための相談支援機能の充実に取り組んだ。 市内3か所の相談支援事業に委託して、障害福祉サービスの利用調整だけでなく多様な課題の解決を図るため、サービス利用計画の作成などのケアマネジメント事業や地域生活への移行に際しての住宅入居支援事業を実施し、相談支援体制の充実に取り組んだ。		

アクションプログラム	⑭市が主催・共催する講座・イベント情報の一元化				
担当部名	生涯学習部	担当課名	生涯学習課	関連他項目	2新しい公共空間の形成 (4)市民と行政の情報の共有化
目標値	各課個別の講座・イベントを効率的に実施できる体系を整備し、主催・共催事業すべてを網羅した横断的な情報を発信（全ての情報提供ができる環境整備）する。情報発信の方法としてインターネット等を活用し、いつでもどこからでも市民が情報を入手できることにより、市民の利便性がより高まる。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
各課情報(講座・イベントの時期や内容)の整理及び情報の提供方法等について検討	→				
情報の発信一元管理により100%の情報提供を目指す	→				
目標値(効果額等)	H18～H22合計				
イベント情報	100%	70%	75%	80%	90%
実績値(効果額等)	H18～H22合計				
イベント情報		50%	60%	70%	70%
目 標					
18年度	生涯学習センターで各課から収集したイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信する。		生涯学習センターで各課から収集したイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信した。		
19年度	生涯学習センターで各課から収集したイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信する。		生涯学習センターで各課から収集したイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信した。		
20年度	生涯学習センターで各課から収集したイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信する。		生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信した。		
21年度	生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信する。		生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信した。		
22年度	生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信する。		生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信した。		
5年間の取り組み結果	生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信する。		生涯学習センターで各課から収集したより広範なイベント・講座情報を鎌倉市生涯学習システム内の講座情報にリンクしてプラネット神奈川に配信した。		

アクションプログラム		⑯よくある質問システムの充実				
担当部名	経営企画部	担当課名	市民相談課	関連他項目	2新しい公共空間の形成 (4)市民と行政の情報の共有化	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの必要ツールとして開発したFAQシステム（よくある質問システム）は平成19年9月より一般公開をしている。このFAQデータの充実を図るとともに、評価機能を付加し、公開しているFAQデータが有用であることを検証し、よりよい情報提供を目指す。 ・職員がFAQデータを活用して、窓口、電話対応を行うことにより、コールセンターのワンストップサービスに相当するサービス提供を目指す。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
業者選定及びFAQシステムセットアップ (コールセンターの)委託業者選定及び必要ツールであるFAQシステムの開発、データセットアップ		→				
FAQデータの公開			→			
評価機能を付加 現行システムの機能に評価システムを加えたFAQシステムを公開 (21年度修正)					→	
目標値(効果額等)	H18～H22合計		FAQデータ 500件	FAQデータ 1,200件 アクセス 120,000件	FAQデータ 1,250件 アクセス 125,000件	FAQデータ 1,300件 アクセス 130,000件 役に立った評価 50%以上
運用における処理完結率	データ数、アクセス数、評価割合(21年度修正)					
実績値(効果額等)	H18～H22合計		FAQデータ 607件 アクセス 59,257件	FAQデータ 1,011件 アクセス 327,502件	FAQデータ 1,003件 アクセス 577,907件	FAQデータ 1,003件 アクセス 112,481件 役に立った評価 60.2%
		目標		取組		
18年度	コールセンターの開設準備として、基本計画の策定及びFAQ(よくある質問と回答)のデータベースの整備を行う。			本市に適したコールセンターを構築するための調査・分析を行い、基本計画の策定とFAQ(よくある質問と回答)のデータベースシステムを開発した。		
19年度	平成20年度以降のコールセンターの開設を目的に、本市に適した手法等の検討を行う。またFAQデータは新たな情報活用として一般公開する。			コールセンターの開設は、近隣市の状況、事務の効率化等の検討を行った。FAQデータは、平成19年9月1日より、本市ホームページを利用し一般公開を開始した。		
20年度	コールセンターの開設は、行政の問い合わせ窓口として望ましいシステムを構築するために、見直しを含めた検討を行う。FAQシステムは更にデータの充実を図る。			コールセンターの開設については見直しを行い、開設を見送ることを決定した。前期実施計画の見直しを行った。データ数は年度当初比66.6%増となった。		
21年度	FAQシステムのデータ数、機能等の充実を図るとともに、職員が利用することによるシステムの有効利用を目指す。			評価機能を導入し、FAQ機能の充実を図った。職員研修は2回実施。FAQデータ数はトータルで8件減少した。		
22年度	FAQデータの充実及びシステムの有効活用について取り組む。			FAQデータ件数は前年度比で増減なし。新採用職員研修を実施した。		
5年間の取組み結果	当初はコールセンターの開設であったが、計画を見直し、FAQを機能の充実を進める。			コールセンターの開設については、費用対効果等の観点から開設を見送った。既にシステム構築を行っていたFAQについては、充実を図り、データ増。評価機能の付加などを行った。		

※実施計画事業の見直しに伴い、プログラム名を「コールセンターの開設」から変更しました。(21年度修正)

アクションプログラム	①新人事評価制度の処遇への反映				
担当部名	総務部	担当課名	職員課	関連他項目	
目標値	職員の能力や成果を適正に評価することによって「努力した成果が適正に昇給や昇格等に反映される処遇」を目指す。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
意欲・能力評価の導入	導入済み				
実績評価の試行・導入 勤勉手当・昇給・昇格の反映	検討		試行		実施
目標値(効果額等)	H18～H22合計				
実績値(効果額等)	H18～H22合計				
	目 標		取 組		
18年度	全職種の能力・意欲評価の試行を実施するとともに、部長職を対象とした実績評価の試行を行う。		能力・意欲評価については、栄養士を除き、複数回の試行を実施しているところであり、実績評価については、制度構築に向けての検討にとどまった。		
19年度	能力意欲評価の全職員への実施を目指すとともに、部長職の実績評価の試行導入を図る。(併せて実績評価の全職員への試行導入の準備をすすめる。)		能力・意欲評価については、栄養士を除き、複数回の試行を実施しているところであり、実績評価については、制度構築に向けての検討にとどまった。		
20年度	能力意欲評価の本格導入を目指すとともに、部長職の実績評価の試行導入を図る。(併せて実績評価の全職員への試行導入の準備をすすめる。)		能力・意欲評価については学校栄養士の試行を実施したが、本格導入については課題整理にとどまった。実績評価については、制度構築に向けての検討にとどまった。		
21年度	能力意欲評価の本格導入を目指すとともに、部次長職の実績評価の試行導入を図る。		部次長職の実績評価を試行導入し、消防吏員を除く職員に能力意欲評価を本格導入した。		
22年度	能力意欲評価の職員への周知及び活用を図るとともに、部次長職の実績評価を試行する。		部次長職の実績評価を試行導入し、本格導入した職員(消防吏員を除く。)の能力意欲評価の結果を、職員の処遇に反映する。		
5年間の取組み結果	能力意欲評価の本格導入を目指すとともに、部次長職の実績評価の試行導入を図る。		消防吏員を除く職員の能力意欲評価の本格実施をし、その結果を5級係長級から7級課長級までの昇任昇格に反映していく。部次長の実績評価については、本格導入に向け、目標設定のあり方等をさらに検討していく。		

アクションプログラム		②職員の接遇力の向上				
担当部名	総務部	担当課名	職員課	関連他項目		
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 職員に「市役所は最大のサービス産業である。」ことを徹底させ、より市民の立場にたった接遇を目標とする。 外部講師に調査票を基に職員の接遇マナーを調査してもらう。 調査した課の職員を対象にフィードバック研修を実施し、弱点を克服していく。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
接遇マナー研修の実施・職員の意識改革		→				
目標値(効果額等)		H18~H22合計				
実績値(効果額等)		H18~H22合計				
目 標			取 組			
18年度	市民と接する機会が多い窓口職場等の職員の接遇マナーの向上を進める。		研修講師に窓口等での接遇を体験してもらい、結果を基にフィードバック研修を実施した。			
19年度	市民と接する機会が多い窓口職場及び電話等の職員の接遇マナーの向上を進める。		研修講師に窓口等での接遇を体験してもらい、結果を基にフィードバック研修を実施した。			
20年度	非常勤、再任用への接遇研修を実施し、接遇マナーの向上を進める。		新規事務補助嘱託員への接遇研修を実施し、接遇マナーの向上を進めた。			
21年度	市民と接する機会が多い窓口職場、また非常勤、再任用への接遇研修を実施し、接遇マナーの向上を進める。		新たに採用した非常勤嘱託員に対する接遇研修を実施した。			
22年度	市民と接する機会が多い窓口職場、また非常勤、再任用への接遇研修を実施し、接遇マナーの向上を進める。 接遇マニュアルを作成して、職員の接遇マナー向上に努める。		新規事務補助嘱託員と新規採用職員への接遇研修を実施し、接遇マナーの向上を進めた。 また、研修講師に窓口等での接遇を体験してもらい、結果を基にフィードバック研修を実施した。			
5年間の取組み結果	市民と接する機会が多い窓口職場、また非常勤職員等への接遇研修を実施し、接遇マナーの向上を進める。 接遇マニュアルを作成して、職員の接遇マナー向上に努める。		正規職員だけではなく、非常勤嘱託員等についても、接遇マナーの向上を目指し、外部講師による接遇研修を実施した。 あわせて、外部講師による窓口等での接遇等の体験を実施するとともに、体験結果をもとにしたフィードバック研修を実施した。 接遇マニュアルの作成に努める			

アクションプログラム		③職員提案制度の推進				
担当部名	経営企画部	担当課名	行革推進課	関連他項目		
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、各課1件以上100件程度の提案応募を目指す。 優秀提案のうち毎年1件以上の実施。 					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
職員提案制度の実施	→	→	→	→	→	
優秀提案について実施の検討	→	→	→	→	→	
提案項目の実施			→	→	→	
目標値(効果額等)	H18～H22合計			50%目標		
報償提案のうち50%以上の実施	50%				→	
実績値(効果額等)	H18～H22合計	22% (2件)	10% (1件)	13% (1件)	20% (2件)	50% (3件)
報償提案のうち50%以上の実施	21%					
	目 標		取 組			
18年度	職員提案における提案事項の施策化。		提案事項施策化に向けた取組みとして予算の確保をするとともに、制度の活性化を図るためプレゼンテーション審査における傍聴者の募集を行った。			
19年度	職員提案制度の見直しと提案事案のフォローアップ体制の整備。		実現可能とされた提案については予算の確保をするとともに、制度の活性化を図るため、制度の見直しの方向性を検討した。			
20年度	職員提案制度の見直しを行い、より多くの職員の参加と実現可能な提案のフォローアップを図る。		実現可能な提案について予算の確保をするとともに、提案制度の活性化を図るための試行的な取組みについて庁内合意をとった。			
21年度	職員提案制度の試行的な取組みを実施し、その結果を検証し、制度の活性化を図る。		職員提案制度の試行的な取組みを実施した。			
22年度	職員提案制度の試行的な取組みを実施し、その結果を検証し、制度の活性化を図る。		職員提案制度の試行的な取組みを実施した。			
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、各課1件以上100件程度の提案応募を目指す。 優秀提案のうち毎年1件以上の実施(褒章提案のうち50%以上の実施) 		職員からの自発的な提案による応募件数の増加を図るために募集方法、審査方法等に工夫を加えた試行実施を行い、さらに提案の実現に向けた取組みを行った。			

アクションプログラム	①自治基本条例の制定				
担当部名	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	2新しい公共空間の形成 (2)市民等との協働による地域経営
目標値	条例制定に、何人の市民が参加したか。(平成17年フォーラム参加者 150人を目標) 平成20年4月 条例施行 パブリックコメントの位置づけ(自治基本条例の中に、広く市民意見を募集する考え方を位置づける)				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市民との協働による条例策定委員会の運営	→	提言			
条例策定委員会からの提言を受けて、条例制定に向けた調整 条例の周知及び運用		→	条例制定	→	条例の周知及び運用
市民との協働やパブリックコメント等の位置づけについて検討	→				
目標値(効果額等)	H18~H22合計				
達成率	100%	60%	90%	100%	100%
実績値(効果額等)	H18~H22合計				
達成率		30%	50%	70%	70%
	目 標		取 組		
18年度	自治基本条例の制定に向けて、市民会議とともに条例素案策定委員会を設置して条例素案の策定を行い、市に提言する。		市民会議は立ち上がり、自治基本条例とは何か検討を行ってきたが、具体的な条例の検討までにはいたらなかった。		
19年度	鎌倉市自治基本条例策定市民会議がPI活動を行いながら条例素案を策定し、平成20年3月までに市に提言する。		条例素案大綱(市民討議たたき台)を作成し、討論を行い、条例素案大綱(案)にまとめ上げたが、(案)を取るところまでは至らなかった。		
20年度	鎌倉市自治基本条例策定市民会議がPI活動を行いながら条例素案を策定し、平成21年3月までに市に提言する。		条例素案大綱のまとめを行い、平成21年3月中に市に提言する予定である。		
21年度	市としての条例素案を作成してパブリックコメントを行い、条例案を作成する。		条例素案策定に向けた検討を行い、市としての整理を進めている。		
22年度	市としての条例大綱案策定に向け、職員への周知を図りながら、庁内での検討を進める。		国県の動向を注視する中で、庁内での検討を進め、論点・課題の整理を進めるとともに、職員研修を実施した。		
5年間の取組み結果	自治基本条例の制定に向けた検討を進める。		平成21年3月に、市民会議から素案大綱及び2つの有志案の提出を受けた。また、庁内組織での検討や専門家からの意見を伺いながら、条例素案策定に向けた検討を行い、市としての整理を進めた。さらに、職員向けの研修会を3回開催した。		

アクションプログラム		②公共施設管理者等との協議会等の設立				
担当部名	景観部	担当課名	都市景観課	関連他項目		
目標値	<p>庁内を横断的に調整する「景観形成事業推進ワーキング」の充実や、国や県などの施設管理や関係団体と、景観法のツールである景観協議会を設立し、事業推進に取り組む。</p> <p>またその中で、策定した計画は、景観重要公共施設の整備方針として景観法に基づく「景観計画」に位置づけ、景観形成の実現を図る。</p> <p>具体的には、国道134号線や若宮大路から北鎌倉にかけての県道に対して、景観協議会を設置する。</p>					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
景観形成事業推進ワーキングの充実	→					
景観協議会の設置・運営	→					
景観計画への位置づけ	→					
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
連絡調整会議の数	1	1			→	
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
連絡調整会議の数	1	1				
目 標			取 組			
18年度	県や市などの公共施設管理者と、景観法に基づく景観協議会を設置する。		景観協議会設立準備会を設置し、施設管理者と協議する場が出来た結果、景観計画で景観重要公共施設を指定し、整備方針と占用許可基準を定めた。			
19年度	県や市などの公共施設管理者と、景観重要公共施設連絡調整会議を設置し、熟度に応じて、ベルト毎に景観法に基づく景観協議会を設置する。		景観重要公共施設制度の運用を行った。 景観重要公共施設連絡調整会議を設置し、景観協議会(海浜ベルト)の設置に向けた協議を行った。			
20年度	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用を行う。 海浜ベルト景観協議会を設置する。 		<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用を行った。 若宮大路ベルト景観協議会の設置について検討を行った。 			
21年度	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用を行う。 若宮大路ベルト景観協議会を設置する。 		<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用を行った。 (仮称)若宮大路ベルト景観協議会の設置について検討を行った。 			
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用を行う。 (仮称)若宮大路ベルト景観協議会を設置・運営する。 		<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用を行った。 (仮称)若宮大路ベルト景観協議会の構成員候補と協議を行った。 			
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設制度の運用。 景観協議会の設置。 		<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく鎌倉市景観計画を平成19年1月に策定し、都市の景観形成上特に重要な公共施設(道路、河川、都市公園等)については、鎌倉市景観計画において景観重要公共施設として指定し、整備方針及び占用許可基準を定めた。 景観重要公共施設の施設管理者との間に連絡調整会議を設け、景観重要公共施設における良好な景観形成を推進するための協議・連絡調整の仕組みを整えた。 景観重要公共施設には鎌倉市景観計画の中で「海浜ベルト」「若宮大路ベルト」「北鎌倉ベルト」「柏尾川ベルト」の4つの地域を定めており、施設管理者等の関係機関と連携してこれらの公共施設における良好な景観形成のために必要な協議を行う景観協議会の設立に取り組んだ。 国道134号における景観について、藤沢市との都市連携に係る協議を藤沢市と行った。 			

アクションプログラム	①NPOとの協働を推進するための体制づくり				
担当部名	市民経済部	担当課名	市民活動課	関連他項目	
目標値	具体的な協働事業の拡大については、平成18年度からの実施計画事業の展開を踏まえ、協働事業を調整（提案・採用・実施・報告・検証）する「場作り」を柱としたシステムを導入し、このシステムによる協働事業の実施を平成22年度を目標に準備を進める。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
システムの検討・準備	→				
システムの導入				→	
システムによる協働事業の実施					→
目標値(効果額等)	H18～H22合計				
協働事業数	3				3
実績値(効果額等)	H18～H22合計		協働事業数 採用5件	協働事業数 採用3件	協働事業数 採用3件
	目 標		取 組		
18年度	協働事業を推進する仕組みについて、事業の選定作業等を試行的に行い、検証する。		協働事業の選定作業を試行的に行う中で、市民活動団体との協働事業を推進する仕組みを検証し、それを踏まえ、市民活動団体と市が相互に協働事業を提案できる新しい仕組みを構築した。		
19年度	協働の仕組みを導入して、事業実施を目指すとともに、仕組みの検証を行う。		市民活動団体と市の相互提案による協働事業の実施に向けた事業提案、応募、選定、協議を行い、20年度からの事業実施に向けた取組みを行った。		
20年度	協働事業の円滑な実施と検証、提案・応募への働きかけを積極的に行う。		市民活動団体と市の相互提案による協働事業を20年度から実施し、引き続き事業提案、応募、選定、協議を行い、21年度からの事業実施に向けた取組みを行った。		
21年度	実施事業について、事業報告会を開催し、協働事業の仕組みの検証を行う。 協働事業の円滑な実施、事業提案・応募への働きかけを積極的に行う。		20年度に実施した協働事業について、事業報告会を開催した。 協働事業の円滑な実施に向けた、相互提案協働事業のしくみや、評価の方法について検討した。		
22年度	協働事業の円滑な協定締結・事業実施、事業提案へ向けた積極的な働きかけを行う。		21年度に実施した協働事業について、事業報告会を開催した。 協働事業の円滑な実施に向けた、提案団体と担当課間の協議に必要な支援を行った。		
5年間の取組み結果	協働事業を推進するための仕組みを導入し、円滑な事業提案、事業実施を行う。		市民活動団体と市が相互に協働事業を提案できる仕組みを構築した。 19年度から事業提案の募集を開始し、毎年度採用事業数3件を目指し、達成に取組んだ。 19年度 市提案3件 市民活動団体提案2件 20年度 市提案2件 市民活動団体提案1件 21年度 市提案1件 市民活動団体提案2件 22年度 市提案2件 市民活動団体提案1件 実施した協働事業の事業報告会の開催。 事業評価のための評価シートの作成。		

アクションプログラム		②市民参画型政策研究機関の設立・運営				
担当部名	経営企画部	担当課名	経営企画課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (5)職員の意識改革と人材育成	
目標値	1.基礎調査の件数 【年間4件】 庁内各部局の課題解決のために、地域の現状・市民ニーズなどの調査と分析、先進自治体の政策・施策調査研究、地域の将来予測、独自性のある政策・施策の提言などを行ないデータベース化していく。 2.市民研究員 市民が研究員として参加し、地域潜在力の活用・市民協働を図る。 3.職員研究員 職員が研究員として参加し、職員の施策立案能力の向上を図る。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
設立準備		転出入市民意識調査等実施 				
政策研究機関の設置 職員研究員の募集選考 市民研究員の募集選考				設置 	運営開始 	
調査研究報告(年間4件) 政策・施策への反映						
目標値(効果額等)	H18～H22合計	設立準備	設立準備	運営開始 研究報告冊子の作成、ホームページの作成・運営、政策研究フォーラムの開催	研究報告冊子の作成、ホームページの運営	研究報告冊子の作成、ホームページの運営
実績値(効果額等)	H18～H22合計	設立準備	設立準備	設立準備	検討	設立準備
		目標			取組	
18年度	市民参画型政策研究機関の設立に向けた準備作業をおこない、効果的な政策研究の実施をめざす。			市民参画型政策研究機関の設立に向けた準備作業を行う。 転出入市民意識調査を実施した。		
19年度	・研究機関設立に向けた最終的な準備作業を行う。			・研究機関に関する他自治体の動向を調査した。		
20年度	・政策研究機関のあり方について検討を進める。			・県内各市における政策研究機関の設置状況等についてアンケート調査を実施した。		
21年度	・政策研究機関の有効性やあり方について検討を進める。			・政策研究機関の有効性やあり方について検討を進めた。		
22年度	鎌倉の未来構想づくりのためのシンクタンクの創設をめざす。			・他都市シンクタンクについて研究し、平成23年4月に設立するシンクタンクの形態をまとめた。		
5年間の取組み結果	市民参画型政策研究機関を設立し、効果的な政策研究の運営をめざす			・他自治体の政策研究機関の資料収集や視察を実施した。 ・転出入市民意識調査・職員居注意識調査を実施した。 ・県内各市における政策研究機関の設置状況等について調査を実施した。 ・政策研究機関の有効性やあり方について検討を進めた。 ・本市の政策研究機関の形態をまとめた。		

アクションプログラム		③環境教育の人材登録制度の創設・活用				
担当部名	環境部	担当課名	環境政策課	関連他項目	2新しい公共空間の形成 (4)市民と行政の情報の共有化	
目標値	環境教育人材登録制度の創設 環境教育講座、環境体験学習等の人材派遣のべ人数…100人					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
環境教育講座、環境体験学習等の実施		—————→				
環境教育人材登録制度の創設及び運用		創設	人材登録制度の情報提供、公開			
人材の育成・情報交換の機会の提供		—————→				
目標値(効果額等)	H18～H22合計	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
環境教育講義、体験学習会等の開催回数	410回	10回	100回	100回	100回	100回
実績値(効果額等)	H18～H22合計	0回	18回開催 アドバイザー18人 補助者83人派遣	29回開催 アドバイザー30人 補助者178人派遣	25回開催 アドバイザー25人 補助者164人派遣	25回開催 アドバイザー26人 補助者174人派遣
		目 標		取 組		
18年度	鎌倉市環境教育推進計画を策定。 鎌倉市環境教育アドバイザー人材派遣要綱を策定し施行する。	「鎌倉市環境教育推進計画」の策定作業を進めた。			「鎌倉市環境教育アドバイザー設置要綱」、「鎌倉市環境教育アドバイザー派遣要領」を策定した。	
19年度	鎌倉市環境教育推進計画を策定。「鎌倉市環境教育アドバイザー設置要綱」、「鎌倉市環境教育アドバイザー派遣要領」を運用し、環境教育を推進できる人材を派遣する。	「鎌倉市環境教育推進計画」を策定。			市内小中学校へ環境教育アドバイザーを18名、補助者83名を派遣した。	
20年度	「鎌倉市環境教育推進計画」及び「鎌倉市環境教育アドバイザー要綱」について、広く周知を図り、環境教育アドバイザーを派遣する。	市内小中学校や自治会など延べ25校4団体に			対しアドバイザー30名、補助者178名を派遣した。その他、環境部職員による環境教育事業として地球温暖化やごみ減量化などの講座を市内小学校、幼稚園、自治町内会で79回開催した。	
21年度	「鎌倉市環境教育推進計画」及び「鎌倉市環境教育アドバイザー要綱」について、広く周知を図り、環境教育アドバイザーを派遣する。	市内小中学校や自治会など延べ23校2団体に			対しアドバイザー25名、補助者164名を派遣している。その他、環境部職員による環境教育事業として地球温暖化やごみ減量化などの講座を市内小学校、幼稚園、自治町内会で72回開催した。	
22年度	「鎌倉市環境教育推進計画」及び「鎌倉市環境教育アドバイザー要綱」について、広く周知を図り、環境教育アドバイザーを派遣する。	市内小中学校など延べ23校2団体に			アドバイザー26名、補助者174名を派遣している。その他環境部職員による環境教育事業として地球温暖化やごみの減量、酸性雨などの講座を市内小学校、幼稚園、自治会等で68回開催した。	
5年間の取組み結果	「環境教育推進計画」を策定、環境教育アドバイザー派遣制度創設し、計画に基づく施策を推進する。			環境アドバイザーの登録人数34人、5年間を通じたアドバイザー等派遣人数は698人、講座は97回開催した。環境部職員による講座は年間約70回開催、アドバイザーを派遣した講座とあわせると年間100回近く講座を開催した。		

アクションプログラム		④地域防犯体制の充実				
担当部名	防災安全部	担当課名	安全安心推進課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (4)市民本位のサービス提供体制の充実	
目標値	犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民が犯罪被害に遭わないようにするためには、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯対策に取り組むことが必要であることから、防犯意識の普及・啓発活動を行いつつ、地域ぐるみの防犯活動の促進を図っていく。このため、自主防犯活動団体を約140団体組織化していきたい。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
防犯意識の普及・啓発活動の推進 ホームページ、広報、ニュースの充実、つどい等の開催などにより推進を図っていく。		→ 推進				
情報提供の充実 機構改革により防災との組織体制の連携を図り、緊急情報体制の検討を行う。		検討	携帯メール等の活用 実施	携帯メール等の活用	→	
自主防犯活動の育成・支援 平成20年度からは、未整備地域の組織設立に重点を置く。		80団体	110団体	140団体	140団体	140団体
目標値(効果額等)	H18～H22合計	80団体	110団体	140団体	140団体	140団体
実績値(効果額等)	H18～H22合計	166団体	196団体	215団体	259団体	296団体
		目 標			取 組	
18年度	防犯意識の普及・啓発活動を行いつつ、地域ぐるみの防犯活動の促進を図っていく。	・情報提供の拡充、地域ぐるみの自主防犯活動への支援、子どもの安全確保対策の充実など様々な取組みを実施した。				
19年度	市民一人ひとりへの防犯意識の普及・啓発活動を行うとともに、継続的な地域ぐるみの防犯活動の推進を支援していく。	・自主防犯活動団体等への協力、支援を行いつつ、活動団体同士の交流、連携強化等を行うとともに、情報提供や子どもの安全確保対策の充実に取り組んだ。				
20年度	市民一人ひとりへの防犯意識の普及・啓発活動を行うとともに、継続的かつ効果的な活動ができるよう、必要な情報の提供、活動への支援・協力していく。	・市民の防犯意識の普及・啓発に努めるとともに、自主防犯活動団体への支援の充実及び市民団体との協働事業による団体同士の連携の強化を図った。				
21年度	市民一人ひとりが防犯対策に取り組むよう、防犯意識の普及・啓発に努め、情報提供の拡充及び支援の充実を図っていく。また、各地域で自主防犯活動を実施する団体同士が連携・協力して更なる活動ができるよう、取組みを推進する。	市民が防犯意識をもって防犯対策に取り組むよう、情報提供の充実及び啓発活動を行うとともに、自主防犯活動団体への支援・協力及び団体同士の連携強化の推進を図った。				
22年度	市民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯対策に取り組むよう、情報提供の充実及び防犯講話・各種行事等を通じ、防犯意識の普及・啓発を図っていく。また、自主防犯活動団体の活動への支援・協力を引き続き実施していくとともに、連携強化を目指した取組みを推進していく。	市民の防犯意識の高揚と積極的な防犯対策への取組のため、防犯教室・講話の開催の他、複数の媒体を活用しての情報提供や注意喚起に努めた。また、自治・町内会等との合同パトロールに参加する等連携強化に努めた。				
5年間の取組み結果	市民の防犯意識の高揚、防犯活動に対する積極的な参加、市はその環境整備や支援、市民一体となった取組等を行うことにより、犯罪のない安全で安心したまちづくりを目指す。	防犯に関する取組強化の結果、市内の刑法犯認知件数については毎年減少し、平成17年(暦年)の1,867件から平成22年の1,049件と5年間で43.8%減少した。				

アクションプログラム	⑤地域ごとの土地利用ルールの充実				
担当部名	まちづくり政策部	担当課名	まちづくり政策課	関連他項目	
目標値	制度の実効性を高めるため、まちづくり条例の改正を行うとともに、自主まちづくり計画の策定について支援を行い、1年間に1地区の提案を目標とする。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
まちづくり条例の改正	→				
自主まちづくり計画の策定支援	→				
目標値(効果額等)	H18～H22合計				
実績値(効果額等)	H18～H22合計	0	1	2	0
自主まちづくり計画	6				2
	目 標		取 組		
18年度	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するための緊急的な課題に対応するため、鎌倉市まちづくり条例の見直しを行う。		まちづくり条例の緊急的な課題の解決策として、条例の一部改正を行った。自主まちづくり計画策定のため、2地域のまちづくり市民団体と協議を行った。		
19年度	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため条例の総体的な見直しを行う。		条例の見直しに先駆け、緊急的な課題の対応策の検討を行った。		
20年度	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため条例の総体的な見直しを行う。		条例の見直しについて検討するとともに、緊急的な課題について対応した。		
21年度	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため条例の総体的な見直しを行う。		条例の見直しについて協議検討を進めるとともに、緊急的な課題について対応した。		
22年度	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため条例の総体的な見直しを行う。		改正骨子をまとめ、市民等に公表するとともに意見公募を行った。また、2地区において、自主まちづくり計画の提案があった。		
5年間の取組み結果	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため条例の総体的な見直しを行う。		まちづくり条例については、緊急的な課題に対応するため、平成18年12月の改正により、開発事業等の手続において、早い段階で土地利用の転換を把握するために、大規模土地取引行為の届出制度を新設するとともに、土地利用計画を早期に公開することにより計画的な土地利用の誘導を図るため、大規模開発事業の届出制度の範囲の拡大及び中規模開発事業の届出制度を新設し、平成21年3月の改正では、市民との協働のまちづくりを推進するために、専門家を派遣できる制度の対象を自主まちづくり計画だけでなく、建築協定や地区計画など幅広く支援できる仕組みとした。 まちづくり条例等の総体的な見直しについては、関係各課との協議により課題の整理を行い、まちづくり審議会の意見を聴きながら改正骨子をまとめ、意見公募を行った。 また、地域ごとの土地利用ルールの充実については、平成18年度から平成22年度の5ヶ年において、6団体に対し、延べ21回の専門家の派遣を行い、自主まちづくり計画は、5地区で提案されている。		

アクションプログラム		◎地域住民と協働でつくる景観づくりの地区プラン				
担当部名	景観部	担当課名	都市景観課	関連他項目		
目標値	地域の景観資源や景観構成要素を調査し、地域の景観形成の考え方を市が先導的に示し、その後、地域住民へ提示し、協議を経て「地区（景観）プラン」として位置付け、景観誘導の根拠とする。 さらには、住民合意のもと景観計画、景観地区、地区計画に位置づけ、適正な規制誘導を行う。 19年度 鎌倉地区での指定 22年度 大船地区での指定					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地区プラン策定						
景観計画策定		→	→	→	→	→
景観地区指定			→ 鎌倉地区での指定 ☆	→	→	→ 大船地区での指定 ☆
目標値(効果額等)	H18～H22合計		1			1
地区プラン数	2					
実績値(効果額等)	H18～H22合計		2			
地区プラン数	2					
	目標		取組			
18年度	景観法に基づく景観計画を策定する。		計画どおり、景観計画の策定及び都市景観条例の改正を実施した。 景観地区について対象範囲や基本的な方針をまとめた。			
19年度	景観地区の都市計画決定を実施する。		都市景観条例の改正、及び、鎌倉駅周辺地区と北鎌倉駅周辺地区の2箇所景観地区の都市計画決定を行った。			
20年度	北鎌倉東地区、御成町・扇ガ谷地区において、地区の詳細なルールづくりを進める。		・北鎌倉東地区の詳細なルールづくりの検討を行った。 ・御成町・扇ガ谷地区では、景観地区景観形成協議会の設立について検討を行った。			
21年度	・北鎌倉東地区では、基準・ガイドライン(案)を確定し、都市計画決定に向けて手続きを進める。		・北鎌倉東地区で、基準・ガイドライン(作法集)を確定し、平成21年8月10日に都市計画の住民提案が提出された。			
22年度	・北鎌倉東地区では基準・ガイドライン(作法集)を基に景観地区の運用の充実を図る。		・北鎌倉東地区で策定した基準・ガイドライン(作法集)を基に景観地区の運用を行った。			
5年間の取組み結果	・景観計画の策定。 ・景観地区の指定。 ・地区の詳細なルールづくりへの支援		・平成19年1月に景観法に基づく鎌倉市景観計画を策定し、以後、この計画に従って良好な景観形成の推進に取り組んだ。 ・平成20年3月に、鎌倉地区として「鎌倉景観地区」、大船地区として「北鎌倉景観地区」を都市計画決定し、以後、この基準に従って良好な景観形成の推進に取り組んだ。 ・北鎌倉東地区では、地区レベルで良好な景観形成に取り組む地元住民への支援を続けたところ、基準・ガイドライン(作法集)がつくれ、平成21年8月10日に本市初となる都市計画の住民提案に至った。			

アクションプログラム	⑦NPO団体との連携による駐輪場整備、自転車の資源化対策				
担当部名	都市整備部	担当課名	交通政策課	関連他項目	
目標値	①他市において実績のあるNPO団体及び商店会等が協働した駐輪場の整備を推進するとともに、道路上への放置を防止し、安全な歩行者空間の確保を推進する。 ②再利用を促進して廃棄自転車の減少を図り、廃棄処分に係る費用の削減を図る。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
NPO、集客施設等との調整					→
現状を維持しながら対応強化					→
目標値(効果額等)	H18～H22合計	100台	100台	100台	100台
自転車の資源化	500台				
実績値(効果額等)	H18～H22合計	213台	476台	507台	222台
自転車の資源化	1704台				
	目 標		取 組		
18年度	保管期間を経過して廃棄される自転車の資源化。		213台		
19年度	保管期間を経過して廃棄される自転車の資源化。		476台		
20年度	保管期間を経過して廃棄される自転車の資源化。		507台		
21年度	保管期間を経過して廃棄される自転車の資源化。		222台		
22年度	保管期間を経過して廃棄される自転車の資源化。		286台		
5年間の取組み結果	保管期間を経過して廃棄される自転車の資源化。		1704台		

アクションプログラム		◎史跡維持管理業務の市民、NPO及び市民団体等の積極的な活用				
担当部名	生涯学習部	担当課名	文化財課	関連他項目		
目標値	公有地化を拡大（既買収面積の50%増加）していく中で、（財）鎌倉風致保存会、（社）鎌倉市シルバー人材センターのほかに市民や市民団体等の協力を得ながら、国指定史跡の維持管理経費4,300,000円の抑制を図る。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市民、NPO及び市民団体等との協働についての検討						
目標値(効果額等)		H18～H22合計				
史跡維持管理費の削減額	20,300千円	4,300千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円
実績値(効果額等)		H18～H22合計				
史跡維持管理費の削減額	33,000千円	6,000千円 2団体 12回実施	5,500千円 2団体 11回実施	6,000千円 2団体 12回実施	7,000千円 2団体 14回実施	8,500千円 2団体 17回実施
目 標			取 組			
18年度	(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターに協力を依頼し、史跡地内の草刈を実施する。		(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターにボランティアによる草刈業務を依頼。作業当日、史跡の概要等の説明を行った。			
19年度	風致保存会やその他の市民団体へ協力を依頼し、市内の史跡について、その環境保全活動を市民協働事業として実施する。		(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターにボランティアによる草刈業務を依頼。また、中学校生徒によるボランティア活動が行われた。作業当日、史跡の概要等の説明を行った。			
20年度	風致保存会やその他の市民団体へ協力を依頼し、市内の史跡について、その環境保全活動を市民と協働して実施する。		(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターにボランティアによる草刈業務を依頼。また、中学校生徒によるボランティア活動が行われた。			
21年度	風致保存会やその他の市民団体へ協力を依頼し、市内の史跡について、その環境保全活動を市民と協働して実施する。		(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターにボランティアによる草刈業務を依頼。また、中学校生徒によるボランティア活動が行われた。			
22年度	風致保存会やその他の市民団体へ協力を依頼し、市内の史跡について、その環境保全活動を市民と協働して実施する。		(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターにボランティアによる草刈業務を依頼。(財)風致保存会主催による中学生のボランティア活動による草刈が行われた。			
5年間の取組み結果	風致保存会やその他の市民団体へ協力を依頼し、市内の史跡について、その環境保全活動を市民と協働して実施する。		(財)鎌倉風致保存会、(社)鎌倉市シルバー人材センターにボランティアによる草刈業務を実施。(財)風致保存会主催による中学・高校の生徒によるボランティア活動による草刈も行われた。			

アクションプログラム		◎地域の特性を生かした商店街づくりの推進				
担当部署	市民経済部	担当課名	産業振興課	関連他項目		
目標値	本市の持つ特性や資源を活用するなどの新しい事業アイデアに対し、市が認定・支援する制度（新規活性化事業）を創設する。支援対象は、個人・法人など新規事業意欲のある事業者、事業者グループ、NPO団体、商店街団体等。 平成19年度から平成22年度まで、創業部門、中小企業者部門、商店街部門ごとに毎年度1事業を認定・支援することを目標値とする。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
・商店街元気up事業の認定・実施		1事業認定		商店街の活性化推進		
・新規活性化事業の推進 平成18年度に要綱を整備。 平成19年度から22年度にかけて、3部門で毎年度1つずつの新規事業の推進を図る。		要綱制定	認定・実施・活性化事業の推進			
				にぎわい創出(商店街)部門の廃止により、目標値を3から2に変更		
目標値(効果額等)	H18~H22合計	1	3	3	2	2
認定事業数	13					
実績値(効果額等)	H18~H22合計	商店街元気up事業 1	2	2	2	商工業元気up事業 2件 商店街空き店舗出店事業 1件
		目標		取組		
18年度	商店街元気up事業の認定。 新規活性化事業の要綱制定。	・商店街元気up事業を認定。 ・新規活性化事業として、商工業元気up事業費補助金交付要綱を制定。				
19年度	商工業元気up事業の周知を図り、それぞれの部門において優れた事業プランを認定する。	・創業部門、ステップアップ部門で各1件の商工業元気up事業を認定。 ・認定した2件の事業プランが事業展開した。				
20年度	商工業元気up事業の周知を図り、それぞれの部門において優れた事業プランを認定し、その事業化を支援する。	・創業部門、ステップアップ部門で各1件の商工業元気up事業を認定。 ・認定した2件の事業プランが事業展開した。				
21年度	・商工業元気up事業の周知を図り、創業部門及びステップアップ部門の2部門において優れた事業プランを認定し、その事業化を支援する。 ・商店街空き店舗出店事業費補助制度により、空き店舗への新規出店を実現する。	・創業部門、ステップアップ部門で各1件の商工業元気up事業を認定。 ・認定した2件の事業プランが事業展開した。 ・七里が浜商店会において空き店舗出店者の募集を開始した。				
22年度	・商工業元気up事業の周知を図り、創業部門及びステップアップ部門の2部門において優れた事業プランを認定し、その事業化を支援する。 ・商店街空き店舗出店事業費補助制度により、空き店舗への新規出店を実現する。	・商工業元気up事業を公募し、創業及びステップアップ部門で各1件の事業を認定した。 ・商工業元気up事業の認定事業の事業化を支援した。 ・鎌倉市商店街空き店舗出店事業選考委員会を開催して事業を選考し、市長が事業認定した。 ・空き店舗出店事業による店舗が、9月に開業した。				
5年間の取組み結果	・商店街元気up事業の認定及び事業化の支援。 ・商工業元気up事業の認定及び事業化の支援。 ・商店街空き店舗出店事業の認定及び新規出店の支援。	・商店街元気up事業の認定及び事業化の支援を行った。(1件/平成18年度) ・商工業元気up事業の認定及び事業化の支援を行った。(8件/平成19年度~平成22年度) ・商店街空き店舗出店事業の認定及び新規出店の支援を行った。(1件/平成22年度)				

アクションプログラム		⑩市民等との協働による世界遺産登録推進に向けた啓発事業等の実施				
担当部名	世界遺産登録推進担当	担当課名	世界遺産登録推進担当	関連他項目		
目標値	平成18年度中に（仮称）推進協議会を設置し、シンポジウムなどの啓発事業を実施する。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
(仮称)推進協議会		設置 →		啓発事業		
目標値(効果額等)	H18～H22合計	① 2	① 4	① 4	① 4	① 4
①会報の発行②その他啓発活動(シンポジウム・講演会)	①18 ②13	② 1	② 3	② 3	② 3	② 3
実績値(効果額等)	H18～H22合計	① 2	① 4	① 4	① 4	① 4
実施回数		② 1	② 4	② 4	② 3	② 3
	目 標			取 組		
18年度	(仮称)推進協議会を設置し、シンポジウムなどの啓発事業を実施する。			市民等との協働による啓発事業を推進するため「鎌倉世界遺産登録推進協議会」を発足させ、会報や地図の作成、講演会等を実施した。		
19年度	より充実した広報啓発活動を検討・実施し、鎌倉の世界遺産登録に関して、さらなる市民意識の醸成を図る。			「登録推進事業部会」及び「広報部会」の2部会により、具体的な事業推進を図るとともに、各種事業ごとに「実行委員会」を設置し、コンクール、シンポジウム、ワークショップ等を実施した。		
20年度	継続的かつ積極的な周知活動を実施していく。併せて、鎌倉が世界遺産登録をめざす意義や目的を正しく理解してもらうため、より適切な事業を展開する。			「登録推進事業部会」、「広報部会」及び各種事業の実行委員会により、イベント事業や広報事業等様々な啓発活動を展開した。		
21年度	より広い世代(特に若年層)に対して継続的かつ積極的な周知活動を進めていくとともに、市民等との意見交換を行いながら、世界遺産登録の意義や目的について正しい理解が得られるような事業を実施していく。			「登録推進事業部会」、「広報部会」及び各種事業の実行委員会により、イベント事業や広報事業等、より広い世代(特に若年層)に向けて様々な啓発活動を展開した。		
22年度	鎌倉の世界遺産登録に関する市民等の理解を更に深めていくために、市民等との意見交換を行う機会を積極的に設け、より広い世代(特に若年層)への周知活動も継続的に実施していく。			「登録推進事業部会」、「広報部会」及び各種事業の実行委員会により、イベント事業や広報事業等、より広い世代(特に若年層)に向けて様々な啓発活動を展開した。		
5年間の取組み結果	市民等との協働により、鎌倉が世界遺産登録を目指すことの意義や目的について広く理解を得るための活動を実施する。			平成18年7月に、市民等と協働して「鎌倉世界遺産登録推進協議会」を設立した。同協議会において、「登録推進事業部会」、「広報部会」と各実行委員会により、講座、講演会等のイベント事業、武家の古都・鎌倉ニュース、マップの発行などにより、世界遺産登録に向けた啓発活動を実施した。		

アクションプログラム	①民間委託の推進				
担当部名	経営企画部	担当課名	行革推進課	関連他項目	
目標値	《民間委託の推進》・「事務事業における公的関与の点検指針」に基づく全事務事業の再点検。 ・委託化を推進すること等により、第2次職員数適正化計画の目標である、平成22年度4月1日までに職員数150人以上の削減を目指す。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
具体的な委託化取り組み方針の決定	→				
全事務事業の再点検	→				
	→	→	→	→	→
目標値(効果額等)	H18～H22合計				
実績値(効果額等)	H18～H22合計				
	目 標		取 組		
18年度	委託化推進重点事業の検討、決定。		委託化推進プロジェクトにおいて、委託化推進重点事業を中心に委託化を進めるための課題、手法の検討を行った。		
19年度	委託化推進を図るため、具体的な取り組み方針を定める。		ごみ収集業務委託化について、環境部で実施の決定をし、委託化の手法や委託化に伴う技能労務職員の配置についての検討を開始した。		
20年度	委託化実施に向けた環境整備を行う。		ごみ収集業務、公立小学校給食調理業務及び公立保育園給食調理業務委託化について、平成21年度人員配置を含め担当部と協議・調整を行った。		
21年度	新たな委託化推進事業の検討を行う。		ごみ収集業務における職員の退職不補充に伴う委託化について、必要な予算調整の支援を行ったほか、他業務における職員の退職不補充による代替案を提示した。		
22年度	新たな委託化推進事業の検討を行う。		新たな委託化推進事業について、内部事務の委託化についての検討を行った。		
5年間の取組み結果	新たな委託化推進事業の検討を行う。 ・「事務事業における公的関与の点検指針」に基づく全事務事業の再点検。 ・委託化を推進すること等により、第2次職員数適正化計画の目標である、平成22年度4月1日までに職員数150人以上の削減を目指す。		・「事務事業における公的関与の点検指針」に基づき全事務事業の点検を行った。 ・深沢、岡本、腰越の各保育園における給食調理業務の民間委託実施。 ・不燃ごみ、植木剪定材、ペットボトル、燃やすごみの一部で民間委託を実施。 ・7小学校における給食調理業務の民間委託実施。		

アクションプログラム		②広報紙作成の民間委託				
担当部名	経営企画部	担当課名	広報課	関連他項目		
目標値	<p>広報紙製作に当たり、平成20年度から、専門的な知識、技術、経験を有する事業者取材、編集から校正までを委託し、より訴求力のある、洗練された広報紙作りを目指す。外部委託することにより、職員及び非常勤嘱託職員を削減していく。委託範囲に応じて、削減人数を拡大する。</p>					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
調査検討	→					
広報紙製作委託業者の選定、編集、校正作業の委託	→					
委託の拡大(取材、編集、校正作業)	→					
目標値(効果額等)	H18~H22合計		職員 1人 嘱託 3人	職員 0人 嘱託 2人	職員 0人 嘱託 1人	
減員人数	職員 1人 嘱託 6人					
実績値(効果額等)	H18~H22合計		調査・検討	0	0	
目 標		取 組				
18年度	委託計画について検討。	職員の減員数も含め、段階的な委託内容の検討を行った。				
19年度	委託化に向けた調査検討を行う。	委託化に向けた経費等の調査を行なうとともに、課題の把握を行なった。				
20年度	委託化の実現に向けた課題の精査と解決に向けた更なる検討	委託化に向けた課題の解決策の検討を行なうとともに広報紙に関する意識調査を行なった。				
21年度	委託化における課題解決策の検討と実現に向けた準備	効果等を踏まえ、委託化の必要性について検討を行った。				
22年度	委託化の実施についての見極め	委託化についての見極めを行い、職員により、広報紙の充実を図って行くこととした。				
5年間の取組み結果	広報紙作成の民間委託化の実施	委託化に向け、委託内容、経費調査、広報体制の見直し、市民意識調査等を行った。				

アクションプログラム		③公立保育園給食調理業務の民間委託				
担当部名	こどもみらい部	担当課名	保育課	関連他項目		
目標値	公立保育園8園のうち4園を平成22年度までに民間委託する。 (1園については17年度に実施した。)					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
腰越保育園、深沢保育園、岡本保育園、材木座保育園又は稲瀬川保育園	評価	1園民間委託	1園民間委託	1園民間委託	→	
目標値(効果額等)	H18～H22合計		1	1	1	目標達成
施設数	3		1	1	1	目標達成
実績値(効果額等)	H18～H22合計		1	1	1	目標達成
	目 標		取 組			
18年度	公立保育園8園のうち4園を平成22年度までに民間委託する。(1園については17年度に実施した。)		大船保育園給食調理委託業務評価委員会において、3か月毎に定期的な評価を行った。			
19年度	平成18年度の検証を踏まえ、2園目の民間委託を実施する。		2園目の民間委託として19年12月から深沢保育園で実施した。			
20年度	平成19年度の検証を踏まえ、3園目の民間委託を実施する。		3園目の民間委託として20年12月から岡本保育園で実施した。			
21年度	今後の方向性としては、再任用職員を含めた配置職員(給食調理員)の退職にあわせ実施園について検討していく。		22年4月1日から4園目として腰越保育園で民間委託を実施するための準備を行った。			
22年度	今後の方向性としては、再任用職員を含めた配置職員(給食調理員)の退職にあわせ実施園について検討していく。		4月1日の保育課調理員減少にあわせて、4園目の民間委託を腰越保育園で実施した。			
5年間の取組み結果	公立保育園8園(1園は、平成20年4月に民営化)公立7園のうち4園の調理業務民間委託を平成22年度までに実施する。		公立保育園4園の調理業務民間委託を実施し、目標を達成できた。 実施した園は、大船・深沢・岡本・腰越保育園。			

アクションプログラム		④胃がん集団検診事業一本化とフォローアップ				
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民健康課	関連他項目	1成果を重視した行政経営 (4)市民本位のサービス提供体制の充実	
目標値	●胃がん集団検診事業のうち①予約受付業務 ②問診票発送 ③結果通知 ④精密検査フォローを検診機関に委託し、現在専任で胃がん集団検診事業の業務についている人員を、検診事業全体の進行管理に活用する。この予約受付業務が検診機関に移行することにより、超過勤務時間の減が可能となる。					
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予約受付業務等委託化	→					
問診票発送・結果通知・フォロー	→					
目標値(効果額等)	H18～H22合計	1,195千円	1,195千円	1,195千円	1,195千円	1,195千円
予約及び結果送付等に係る効果額	5,975千円					
実績値(効果額等)	H18～H22合計	1,195千円	1,195千円	1,195千円	1,195千円	1,195千円
予約及び結果送付等に係る効果額						
	目 標			取 組		
18年度	検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。			検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。		
19年度	検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。			予約から結果送付まで一括委託したことで、事務改善をするとともに、前年度の精検対象者などに対して注意を喚起し、検診本来の対象者を絞り込むなどの充実を図る。		
20年度	検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。			予約から結果送付まで一括委託したことで、事務改善をするとともに、前年度の精検対象者などに対して注意を喚起し、検診本来の対象者を絞り込むなどの充実を図る。		
21年度	検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。			予約から結果送付まで一括委託したことで、事務改善をするとともに、前年度の精検対象者などに対して注意を喚起し、検診本来の対象者を絞り込むなどの充実を図る。		
22年度	検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。			予約から結果送付まで一括委託したことで、事務改善をするとともに、前年度の精検対象者などに対して注意を喚起し、検診本来の対象者を絞り込むなどの充実を図る。 今年度からは、乳がん集団検診を実施するため、その事務も併せて委託する。		
5年間の取り組み結果	検診受付予約から結果送付までを専門検診機関に一括委託し、検診の精度向上と事務改善に努める。			胃がん集団検診の予約業務、受診票発送、検診当日の市内会場での受付業務、結果送付について、検診機関に一括業務委託した。特に予約受付時に、前年度の精密検査受診者に対し、医療の管理下にある場合には、検診結果が要精密検査になることがある旨を伝えて、医療での経過観察等を進めた。また、事務の効率化として、検診対象者データ及び受診者の結果データの授受を、IP-V PN回線を使って、よりすばやく高いセキュリティで行った。精密検査の追跡については、市外各医療機関への支払い事務等があることから、市民健康課内で対応している。		

アクションプログラム		⑥クリーンセンター焼却施設の運転管理業務の委託化				
担当部名	環境部	担当課名	名越クリーンセンター 今泉クリーンセンター	関連他項目	3健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営 (4)職員数の適正化	
目標値	運転管理業務の委託化の推進することにより、第2次職員数適正化計画の実現を図る。 名越クリーンセンターにおいては減員後の人員数の目標を10名程度とし、今泉クリーンセンターにおいては平成18年度中に2名の減員を図る。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
委託化の拡大による職員数の減員(名越クリーンセンター)		委託化の拡大 →				
委託化の拡大による職員数の減員(今泉クリーンセンター)		委託化の拡大 →				
		プログラム終了				
目標値(効果額等)		H18~H22合計				
職員の減員人数 (両クリーンセンター合計)		15人	12人	3人	0	0
実績値(効果額等)		H18~H22合計				
目標の12人の減員の実施		12人	3人			
目 標			取 組			
18年度	両クリーンセンターの運転管理業務の委託化を推進することにより、第2次職員数適正化計画の実現をはかる。		運転管理業務の委託化を推進し、年度当初から名越で10名、今泉で2名の減員を行った。			
19年度	名越クリーンセンターの運転管理業務の委託化を推進し、第2次職員適正化計画の実現を図る。		名越クリーンセンターの運転管理業務の委託化を推進し、年度当初から3名の減員を行った。			
20年度						
21年度						
22年度						
5年間の取組み結果						

アクションプログラム		◎し尿の収集運搬及び手数料の徴収業務の完全委託化				
担当部名	環境部	担当課名	資源循環課、 深沢クリーンセンター	関連 他項目		
目標値	・し尿の収集運搬業務、市施設の浄化槽清掃、汚泥汲み取り等の業務及び手数料の徴収業務のすべてを18年度から委託化し、深沢クリーンセンター作業担当職員の減員を図る。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
し尿の収集運搬及び手数料の徴収業務の委託化		→				
目標値(効果額等)	H18～H22合計	目標達成				
実績値(効果額等)	H18～H22合計	目標達成				
	目 標			取 組		
18年度	し尿の収集運搬業務及び手数料徴収業務等を効率的に行うため、完全委託化する。			完全委託化を実施した。		
19年度	18年度でアクションプログラムの目標を達成しました。					
20年度						
21年度						
22年度						
5年間の取組み結果						

アクションプログラム	⑦山崎浄化センターの民間委託化の拡大				
担当部名	都市整備部	担当課名	浄化センター	関連他項目	
目標値	包括的民間委託導入に伴う職員数の削減。				
スケジュール	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
包括的民間委託の導入		検討・準備			導入
目標値(効果額等)	H18～H22合計	0	0	0	0
職員削減数	0				
実績値(効果額等)	H18～H22合計	0	0	0	0
	目 標		取 組		
18年度	長期継続契約による運転管理委託を早期に包括的民間委託へ移行する。 (包括的民間委託導入年度以降職員数の削減実施)		平成18年5月に包括的民間委託導入検討委員会を立ち上げ、包括的民間委託の範囲、性能保証内容、発注方式等を検討し、市の考え方をまとめ現委託業者に対し協議条件を準備した。		
19年度	長期継続契約による運転管理委託を早期に包括的民間委託へ移行する。		長期継続契約の解約の可能性を調査し、包括的民間委託への移行時期を探った。実施は長期継続契約の終了する、平成22年度をめぐりに準備を始めた。		
20年度	包括的民間委託の委託内容、業者選定方法等の内容を具体的に検討し、平成22年度からの導入実現に向け準備を進める。		包括的民間委託の導入効果について調査し、鎌倉市に適した委託方法を検討した。		
21年度	包括的民間委託の導入に向けて、鎌倉市に適した包括委託について委託範囲、業者選定方法等を具体的に検討し、平成22年度の入札に向け準備する。		包括的民間委託の導入(民間委託の拡大)に向けて他市の現況調査及び「検討委員会」を開催した。平成22年度は民間委託の拡大を実施し、包括的民間委託の導入については引き続き検討する。		
22年度	平成27年度包括的民間委託導入にむけての調査・検討を行う。当該業務については、委託範囲の拡大による事務の効率化を図る。		平成27年度包括的民間委託導入に向けて他市の状況等を調査した。また、当該業務については委託範囲の拡大による事務の効率化を図った。		
5年間の取組み結果	浄化センターの運転管理委託について早期に包括的民間委託を導入する。		包括的民間委託導入検討委員会(平成18年5月)を立ち上げ、平成22年度包括的民間委託導入に向けて調査・検討を実施した。平成21年4月の機構改革により、両浄化センターが一元化され、市の体制(職員数)は改革を先取りした状況となった。調査・検討の結果、平成22年度は委託業務の拡大を図り、包括的民間委託の導入は平成27年を目途として調査・検討を継続することとなった。		

アクションプログラム		◎七里ガ浜浄化センターの民間委託化の拡大				
担当部名	都市整備部	担当課名	浄化センター	関連他項目		
目標値	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月から民間委託の拡大。 平成22年7月以降、業務量を勘案しながら、職員数について検討していく。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
運転管理委託(長期継続契約)		長期継続契約(平成22年6月まで)				
民間委託の拡大		検討				実施
目標値(効果額等)	H18～H22合計	0	0	0	0	0
職員数の削減	0					
実績値(効果額等)	H18～H22合計	0	0	0	0	0
		目標		取組		
18年度	長期継続契約による運転管理委託を、早期に包括的民間委託へ移行する。 (包括的民間委託導入以降、職員数の削減実施)	平成18年5月に包括的民間委託導入検討委員会を立ち上げ、包括的民間委託の範囲、性能保証内容、発注方式等を検討し、市の考え方をまとめ、現委託業者に対し協議条件を準備した。				
19年度	長期継続契約による運転管理委託を、早期に包括的民間委託へ移行する。 (包括的民間委託導入以降、職員数の削減実施)	長期継続契約の解約の可能性を調査し、包括的民間委託への移行時期を探った。 結果は長期継続契約の終了する平成22年度をめどに準備を始めた。				
20年度	包括的民間委託の委託内容、業者選定方法等の内容を具体的に検討し、平成22年度からの導入実現に向け準備を進める。	包括的民間委託の導入効果について調査し、鎌倉市に適した委託方法を検討した。				
21年度	包括的民間委託の導入に向けて、鎌倉市に適した包括委託について委託範囲、業者選定方法等を具体的に検討し、平成22年度の入札に向け準備する。	包括的民間委託の導入(民間委託の拡大)に向けて他市の現況調査及び「検討委員会」を開催した。平成22年度は民間委託の拡大を実施し、包括的民間委託の導入については引き続き検討する。				
22年度	平成27年度包括的民間委託導入にむけての調査・検討を行う。当該業務については、委託範囲の拡大による事務の効率化を図る。	平成27年度包括的民間委託導入に向けて他市の状況等を調査した。 また、当該業務については委託範囲の拡大による事務の効率化を図った。				
5年間の取組み結果	浄化センターの運転管理委託について早期に包括的民間委託を導入する。	包括的民間委託導入検討委員会(平成18年5月)を立ち上げ、平成22年度包括的民間委託導入に向けて調査・検討を実施した。 平成21年4月の機構改革により、両浄化センターが一元化され、市の体制(職員数)は改革を先取りした状況となった。 調査・検討の結果、平成22年度は委託業務の拡大を図り、包括的民間委託の導入は平成27年を目途として調査・検討を継続することとなった。				

アクションプログラム		◎鎌倉国宝館窓口業務の民間への委託化				
担当部名	生涯学習部	担当課名	鎌倉国宝館	関連他項目		
目標値	17年度、職員1名が定年退職を迎えるが補充せず、現行の実施方法を取りやめ、窓口業務を全面的に民間へ委託する。					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
委託の実施						
取り組み終了						
目標値(効果額等) 委託による人件費の削減額(単位 千円)	H18～H22合計 21,015千円	4,203千円	4,203千円	4,203千円	4,203千円	4,203千円
実績値(効果額等) 委託による人件費の削減額(単位 千円)	H18～H22合計	4,296千円	4,608千円	5,539千円	5,603千円	7,223千円
		目 標		取 組		
18年度		鎌倉国宝館の窓口業務を民間に委託する。		鎌倉国宝館の窓口業務を民間に委託した。		
19年度		鎌倉国宝館の窓口業務を設備管理業務、清掃業務等と統合し、入札の上、総合管理業務として民間に委託する。		鎌倉国宝館の窓口業務を設備管理業務、清掃業務等と統合し、入札の上、総合管理業務として民間に委託した。		
20年度		平成19年度までの取り組みで完全に実施され、平成22年6月末までの長期継続契約を締結しているため、目標は設定しない。		実施済み		
21年度		委託化は既に実施されているため、目標は設定しない。		実施済み		
22年度		委託化は既に実施されているため、目標は設定しない。		引き続き鎌倉国宝館の窓口・設備管理・清掃の各業務を総合管理業務として民間に委託した。		
5年間の取り組み結果		鎌倉国宝館の窓口業務を民間に委託する。		平成18年度に窓口業務を民間に委託したのに続き、平成19年度には窓口・設備管理・清掃の各業務を総合管理業務として統合し、入札等を実施して民間に委託した。		

アクションプログラム		⑩文化事業の見直し（受益者負担とアウトソーシング）				
担当部署	生涯学習推進担当	担当課名	文化推進課	関連他項目	3健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営 (2)行政コストの縮小化	
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●市民文化祭の開催期間や、参加資格などについての再検討と、平成18年4月からの、指定管理者制度に基づく運用が開始することを契機に受益者負担の観点から、舞台行事参加団体から参加者負担金を徴収する制度の導入の可能性を検討する。 ●上記両事業について、「市民の芸術文化活動の育成及び支援する」事業を行うとしている鎌倉市芸術文化振興財団等へ委託化していくことで文化推進課の職員の減員を図る。 					
スケジュール		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
鎌倉市民文化祭のあり方の検討		→				
委託実施			業者との調整 →	実施 ←		
1名減体制				職員数1名削減 →		
目標値(効果額等)	H18～H22合計					
・受益者負担について(千円)	5,547千円	0	1,347千円	1,400千円	1,400千円	1,400千円
実績値(効果額等)	H18～H22合計					
			2,206千円	2,206千円	2,206千円	2,056千円
目 標			取 組			
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担制度の導入。 ・アウトソーシングの協議。 		<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担については18年度に募集する19年度の応募要項に導入済みであるが、アウトソーシングの協議が整わず、今後の検討となった。 			
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担制度の確立、拡張。 ・アウトソーシングの検討。 		<ul style="list-style-type: none"> 本年度の計画に基づき、鎌倉市民文化祭舞台行事のリハーサルに関する会場使用は参加団体の負担とした。アウトソーシングは最適な手法について引き続き協議を重ねた。 			
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の制度の充実 ・事業の手法及びアウトソーシングの検討 		<ul style="list-style-type: none"> 市民文化祭の開催にあたり、展示事業や舞台行事の実施方法、また、全体の運営方法等についてアウトソーシングを含め検討した。舞台行事のリハーサルに関する会場使用料は、参加団体の負担とした。 			
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料の一部負担の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 市民文化祭の開催にあたり、展示事業や舞台行事における経費負担など実施方法について、本年度も企画運営委員会の定例会において検討、確認した。 また、舞台行事のリハーサルに要する会場使用料については、昨年度に引き続き参加団体の負担として継続実施した。 			
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料の一部負担の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度市民文化祭の実務部分について委託化することとした。平成24年度市民文化祭(平成23年度申込み分)の舞台行事についても参加団体が参加料を支払うこととし、さらに参加団体数の上限を定めることとした。 			
5年間の取組み結果	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担制度の充実 ・アウトソーシングの検討 		<ul style="list-style-type: none"> 18年度:19年度から舞台行事のリハーサルについての会場使用料を参加団体負担とした。 委託化について芸術文化財団とサントリーPSと協議したが、条件が折り合わなかった。 19年度:委託化について、上記2団体と協議し課題を整理し今後の在り方を検討した。 20年度:全体の運営方法等についてアウトソーシングを含め検討した。 21年度:経費負担など実施方法について、企画運営委員会で検討、確認をした。 22年度:平成23年度市民文化祭の実務部分について委託化することとした。・舞台行事の参加費については、施設によって参加料の算定が複雑になることから、別の受益者負担の方法を検討することとした。 			